

**第3次長久手市地域福祉計画・
地域福祉活動計画
第2次長久手市地域自殺対策計画
(素案)**

**令和6年3月
長久手市
社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会**

白紙

市長挨拶と社協会長挨拶が見開きになるように

はじめに

市長挨拶

はじめに

社協会長挨拶



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	8
4 計画策定の過程	9
第2章 本市の状況と課題	17
1 データからみる本市の現状	17
2 市民意識調査結果が示す課題	25
3 第2次計画の推進過程で見た地域の変化と課題	32
第3章 計画の体系と推進	34
1 基本理念	34
2 計画の体系	35
3 包括的な支援体制の整備	39
4 「地域」とは	43
5 市民・社会福祉協議会・行政の役割	44
基本目標1 気づく	46
基本目標2 つながる	48
基本目標3 届ける	50
基本目標4 支え合う	52
基本目標5 役割と居場所がある	54
権利擁護支援計画	56
再犯防止推進計画	67
6 地域福祉活動計画	72
7 計画の推進	80
第4章 第2次長久手市地域自殺対策計画	82
1 計画の概要	82
2 本市の自殺者数の現状	84
3 第1次計画の評価	87
4 計画の基本的な考え方	88
5 基本目標ごとの評価指標と方針・取組の方向性	90
6 自殺対策における取組	93
7 ゲートキーパーについて	102
8 相談先一覧	103
資料編	104
1 長久手市地域福祉計画等策定推進委員会	104
2 用語集	106



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、一人ひとりの価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、地域のつながりが希薄化していると言われています。さらに、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複合的な問題の増加、虐待、社会からの孤立など、既存のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症がもたらした市民の日常生活への影響は計り知れず、ついこの前まで当たり前だった人と人とのコミュニケーションやふれあいのあり方をも大きく変えてしまうものでした。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。そのためには、高齢者、障がい者、児童などの従来の福祉制度の対象者だけでなく、地域で暮らす一人ひとりの暮らしの上での困りごとを早期に把握し、困りごとが深刻になったり、孤立したりする前に対応することが大切です。そして、本人や家族の自助努力を踏まえつつ、「地域福祉」や「社会保障」を効果的に活用して、皆で解決していく姿勢が求められます。

本市では、2019（平成 31）年3月策定の地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）において、地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、取組を進めてきました。今は人口が増加している本市においても、いずれは人口減少が訪れ、高齢化は一層進み、厳しい行財政運営を強いられることが予想されます。そのような時代に対応するには、今のうちから時間をかけ、これまで以上に行政主導から市民主体のまちづくりへ転換する必要があります。こうした背景から、「第2次計画」の基本理念を引き継ぐとともに、第6次長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）と整合を図りながら、「第3次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画策定においては、「地域福祉」について考え合う場を庁内外にできるだけ多くつくることを心がけながら進めてきており、策定された計画を展開していく上でも、市民の主体的な参加を得ることを目的として取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

(1)地域福祉とは

わたしたちは地域において、様々な問題や困りごとに日々向き合い、解決しながら生活しています。その中には、自分たちで解決できずに困っており、支援を必要としている人がいます。地域福祉とは、こうした様々な課題に対して、市民・団体・事業者・行政などが協働して解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

(2)各計画の内容

●地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市が策定します。また、同計画では、次の 5 つの事項を踏まえ、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

地域福祉計画に包含または一体的に策定する計画は下記のとおりです。

●地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」（以下「社協」という。）が中心となり策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社協の行動計画として策定します。

●重層的支援体制整備事業実施計画

「重層的支援体制整備事業実施計画」とは、社会福祉法第 106 条の 5 に規定されており、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を実施するための計画です。

地域の多様な主体が協働して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、地域共生社会の実現を目指すことを目的としています。

●地域自殺対策計画

「地域自殺対策計画」とは、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進するために、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定するものです。

●権利擁護支援計画

「権利擁護支援計画」とは、成年後見制度利用の促進に関する法律第14条第1項に規定されており、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいなどにより判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発と利用促進を図ることを目的としています。

●再犯防止推進計画

「再犯防止推進計画」とは、再犯防止促進法第8条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進の計画を定めるよう努めるものです。

罪を犯した者等の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

(3)SDGsとの関連について

2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030（令和 12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

関連深い目標として No. 1「貧困をなくそう」、No. 3「すべての人に健康と福祉を」、No. 4「質の高い教育をみんなに」、No. 5「ジェンダー平等を実現しよう」、No. 10「人や国の不平等をなくそう」、No. 11「住み続けられるまちづくりを」、No. 16「平和と公正をすべての人に」、No. 17「パートナーシップで目標を達成しよう」などがあります。

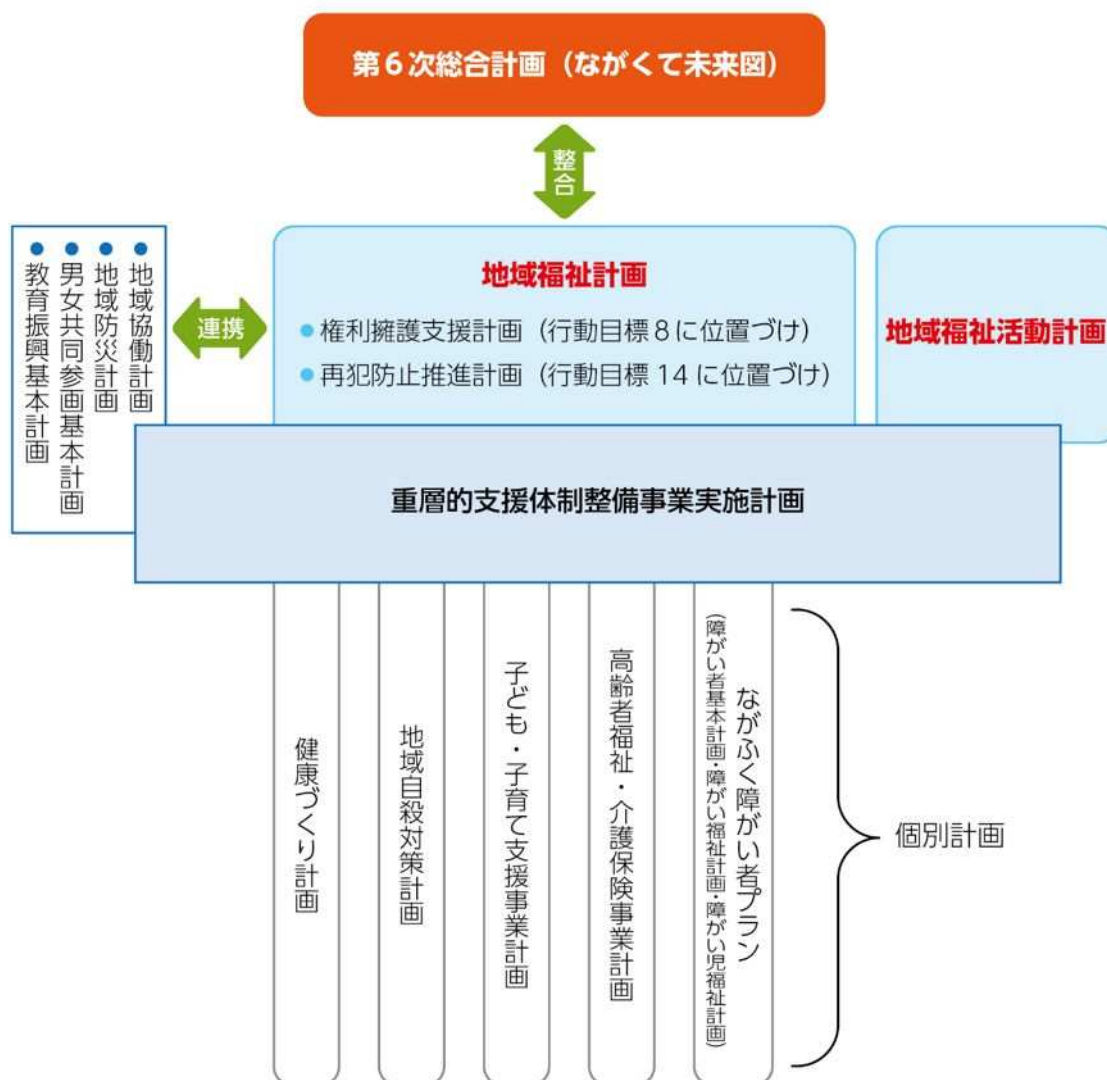


(4)各計画の位置づけ

長久手市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、策定する計画であり、各福祉に関する計画の上位計画です。地域福祉活動計画と協働して策定し、実効性を高めるものとしします。また、長久手市地域自殺対策計画は、生きることの包括的支援として、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう地域福祉と協働して策定しました。

なお、地域福祉計画と地域自殺対策計画は、「長久手市みんなでつくるまち条例」の趣旨に沿って推進し、10年ごとのまちづくりの指針となる総合計画に基づいて策定するものです。また、防災やまちづくり、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

■ 各計画の位置づけ



●（ながくて未来図）の取組

本市が目指す 10 年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」であり、2050 年には老若男女がまちづくりに関わることが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう（＝種を蒔く）ことに主眼を置いて策定されています。そして、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことが重要であるとして、本市の将来像を次のとおり掲げています。

幸せが実感できる 共生のまち 長久手

～そして、物語が生まれる～

（5）地域共生社会の実現にむけて

① 国の取組

地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

2016（平成 28）年 7 月、厚生労働省に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』が設置され、同年 10 月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。2017（平成 29）年 6 月には、社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

そして、2020（令和 2）年 6 月に社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

② 地域福祉と重層的支援体制整備事業との関係性

包括的支援体制の構築とは、多様で複合的な生活課題に対し、「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、課題の早期把握や見守りができるネットワークを身近な地域に構築できるよう働きかけることで、社会的孤立を解消し、多様な主体と共に、相互に支え合う地域をつくっていかうとするものです。そのことによって地域福祉を推進し、地域共生社会、即ち「どんなまちでありたいか」というビジョンの実現を目指します。そして、包括的支援体制の構築のためのエンジンとなる具体的な事業が、重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）です。

重層事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業で、支援の対象者も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民です。

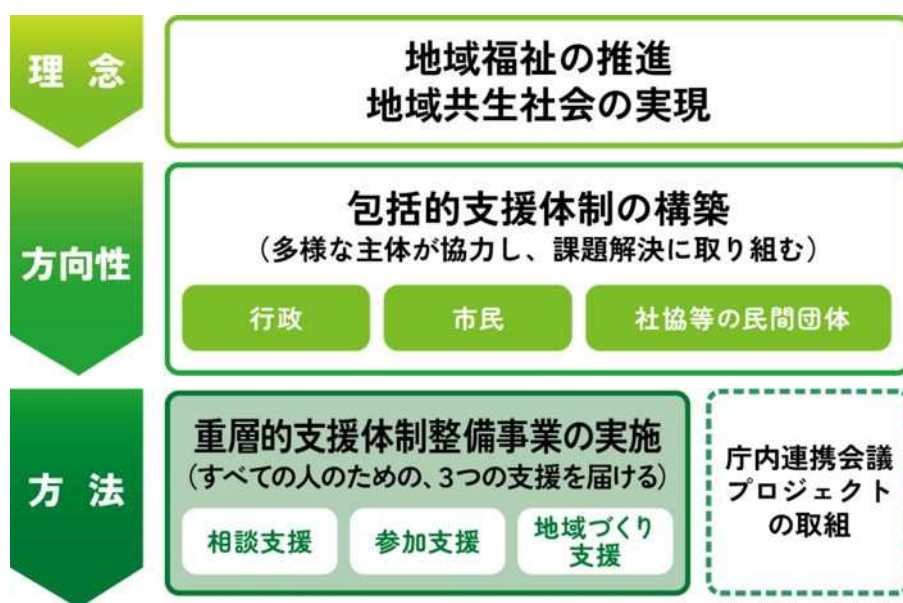
重層事業を推進し、各分野の支援体制が連携されていくことで、支援を必要とする人が

より適切な支援や制度につながるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになると考えられています。

また、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、効果的に市民を支援していくための事業であるといえます。

重層事業は、包括的支援体制の構築という上位の目標を実現するための手段として、時代や社会の変化にあわせて地域福祉を強化する取組であることから、その実施体制や方法は地域福祉のあり方とあわせて考える必要があります。

■ 概念の整理



※本市においては、包括的支援体制の構築のための方法として、「重層的支援体制整備事業」、「庁内連携会議・プロジェクトの取組」を中心に実施していきます。

③ 本市の取組

本市では、「地域共生社会」という言葉が一般的に使われる前から、「一人ひとりに役割と居場所を」という考えのもと、地域共生社会につながる取組を重ねてきました。

2011（平成 23）年度からは、小学校区単位による市民主体のまちづくりに着手し、市民が活動できる新たな枠組みとなる「まちづくり協議会」、誰もが気軽に集まることができ、地域の新たな拠点となる「地域共生ステーション」の整備を市民とともに進めてきました。

また、行政計画策定時には市民参加の機会をつくり、市民の声を行政運営に反映するよう努めてきました。

その後も、市民と職員の新しい関係性づくりに取り組み、2018（平成 30）年度には、第 1 回地域共生社会推進全国サミットを本市で開催し、みんなでつくるまち条例、第 6 次長久手市総合計画、第 2 次地域福祉計画を市民の皆さんと力を合わせて策定しました。計画策定を通して、多くの市民に参加していただき、行政にも市民の意見を聞く仕組みはできましたが、そこで生まれたネットワークを維持できなかったり、計画推進時に担い手を応援する仕組みが弱かったり、という課題も見えてきました。

さらに、地域福祉の取組としても、2017（平成 29）年には、改正社会福祉法の施行に先立ち、厚生労働省のモデル事業「多機関協働相談支援包括化推進事業」を実施し、圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、「悩みごと相談室」を軸に、庁内及び関係機関とともに、相談支援に関する包括的支援体制づくりに取り組み始めました。

また、モデル事業「地域力強化推進事業」もあわせて実施し、小学校区ごとに C S W（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、市民にとって身近な相談員であるとともに、地域の課題を市民主体で解決を図れるよう、関係機関等との調整役を担い、地域の力と行政、関係機関による支援と協働して、地域生活課題を解決する体制づくりに取り組んできました。

一方、このような状況の中、2020（令和 2）年 1 月に新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、市民と本市職員、市民と市民がこれまでのような関係を維持することが難しくなり、特に子育て世帯や高齢者の地域からの孤立といった課題が浮き彫りとなりました。

本市では、重層的支援体制整備事業が創設された 2021（令和 3）年度から、同事業を実施し、新設された市長直轄組織地域共生推進課を中心にさらなる連携体制の強化に努めています。並行して、地域のことは、その地域に住む皆さんと話し合うことに注力し、地域共生社会の実現に向けて、多くの人と対話を重ねています。

3 計画の期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6か年とします。
ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合性に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画/年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
総合計画		第6次総合計画（ながくて未来図）											
地域福祉計画 地域福祉活動 計画		第2次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					第3次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画						
地域自殺 対策計画		長久手市地域自殺対策計画					第2次長久手市地域自殺対策計画						
重層的支援 体制整備事業 実施計画							重層的支援体制整備 事業実施計画		第2次重層的支援体 制整備事業実施計画				
権利擁護 支援計画							権利擁護支援計画						
再犯防止 推進計画							再犯防止推進計画						
高齢者福祉 計画及び介護 保険事業計画		第8次高齢者 福祉計画		第9次高齢者 福祉計画		第9期高齢者 福祉・介護 保険事業計画			第10期高齢者 福祉・介護 保険事業計画				
		第7期介護保険 事業計画		第8期介護保険 事業計画									
障がい者 基本計画		第3次障がい者基本計画		第4次障がい者基本計画					第5次障がい者基本計画				
障がい 福祉計画		第5期障がい 福祉計画		第6期障がい 福祉計画		第7期障がい 福祉計画		第8期障がい 福祉計画					
障がい児 福祉計画		第1期障がい児 福祉計画		第2期障がい児 福祉計画		第3期障がい児 福祉計画		第4期障がい児 福祉計画					
健康づくり 計画		第2次健康づくり計画						第3次健康づくり計画					
子ども・ 子育て支援 事業計画			第2期 子ども・子育て支援事業計画				第3期 子ども・子育て支援事業計画						

4 計画策定の過程

地域福祉とは市民の主体的な参加を前提としたものであり、地域福祉計画の特徴は「市民の参加がなければ策定できない」ことにあります。市民との協働による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程自体が地域福祉の実践そのものとして考え、長久手市みんなでつくるまち条例の基本三原則である「情報共有」「市民参加」「協働」を踏まえて策定をすすめてきました。

策定にあたっては、市民の主体的な参加を促すことを目的として、地域の課題に対して自分のできることを考える形式のワークショップや、市内のボランティア団体や企業等に対して、地域のためにできることや必要なことを問うアンケートを実施しています。

また、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会と協力し、民間計画である地域福祉活動計画を地域福祉計画と一体的に策定することで、社会福祉協議会が持つ役割や機能を明確にして、連動の上、地域福祉の推進を図ります。

策定の過程	目的
市民意識調査	本市の現状を数値で測るために実施しました。
市民ワークショップ、 まざって長久手フェスタ	課題に対して自分が地域でできることを考え持ち寄り、多くの人と話し合う場をつくるために実施しました。
団体、集いの場ヒアリング	市内の団体や集いの場に関わる人が感じる地域の課題や地域に対してできることを調査するために実施しました。
委員意見交換会	計画策定にかかる審議以外に、自由に身の回りの地域福祉について話し合う場をつくるために実施しました。
庁内連携会議	多様な地域課題に対して各分野が連携し、施策検討を行うため、福祉分野に限らず全庁的に参加を呼びかけ、実施しました。
職員作業チーム	行政及び社協の職員が、業務を通じて感じる本市の強みや課題、地域福祉の現場で起きていることについて分野を超えて話し合う場をつくりました。

(1)ワークショップ

多くの市民の方と一緒に地域について考えていくため開催しました。

【できもちワークショップ】

日時：2022（令和4）年11月13日（日） 午後1時30分～午後5時

場所：福祉の家 2階 集会室 参加者：45人

「子育て」をテーマに、困りごとを抱える事例を用いて、その人や世帯の暮らしが少しでもなるよう、参加者から「わたし」や「みんな」のできることをもちよるワークを実施。

今回のワークショップは、NPOや市民団体で活動する市民でワーキングチームをつくり、ワークショップの理念や目的、地域課題、想定する参加者等を検討しました。

参加者の声

☆招待された時の熱意に胸打たれました！

☆今まで関わってない人と出会えてうれしかった！

☆真剣に事例に向き合う姿に感動した

☆私にも、「できること」があるんだと思えた

☆みんなで知恵を出し合い、気づきを得るところが良かったです。

☆また違うテーマでやりたいです！

☆活動団体同士が交わる機会が少なかったなので、貴重な機会となりました。



【できもちワークショップ ふりかえり会】

日時：2022（令和4）年12月10日（土） 午後2時30分～午後4時30分

場所：交流プラザ 1階 多目的室 参加者：19人



参加者の声

☆真剣に話し合う場・思ったことが言える時間があるって、いいよね。

☆頑張っている人を応援する雰囲気良かったです。

☆長久手には、こんなに温かい大人がいるんだ！

☆皆さん積極的に活動しているので、自分も頑張ってみよう。

☆これから、このまちでどんなことが起きるのか楽しみです！

【まざって長久手フェスタ】

「みんなが知りあい まざりあい、つながりあう楽しさ」を体感できるフェスタと題して、第1回を2022（令和4）年6月19日（日）に、第2回を2023（令和5）年3月25日（土）に実施しました。

【第1回まざって長久手フェスタ】

日時：2022（令和4）年6月19日（日） 午後0時30分～午後5時

場所：文化の家 森のホールほか

「コーディネーター」をテーマに、講演会や活動団体のパネル展示などを行い、約300人が参加。地域のつながりについて、考える機会となりました。

また、ワークショップやコンサートなどの各プログラムでは、同じ世代や共通の分野に関心がある人だけでなく、子どもから大人までさまざまな人が関わる機会となりました。



【第2回まざって長久手フェスタ運営メンバー事前交流会】

日時：2023（令和5）年2月23日（木・祝） 午前10時～正午

場所：市役所西庁舎3階 研修室

- ・まざって長久手フェスタってなんだろう？説明
- ・子どもと一緒に楽しめる「遊び」のブースを、チームをつかって運営しよう！
例）カードゲーム、ボードゲーム、おりがみ、昔遊びなど
- ・チームで当日何をするか考えよう！



【第2回まざって長久手フェスタ】

日時：2023（令和5）年3月25日（日） 午後1時30分～午後5時

場所：イオンモール長久手 4階 イオンホール

会場を「おじいちゃん・おばあちゃん家」のような懐かしい雰囲気仕立て、地域で活動されている団体・市民の方や学生を中心とした運営スタッフ約50人が、昔遊びやカードゲーム、参加型のイベントなどを実施し、子育て世代の親子を中心に約400人の方が参加しました。

多くの参加者が世代を超えて、初めて会う人同士、あいさつから始まる交流が生まれ、とても活気があるイベントとなりました。



(2)委員との意見交換会

長久手市地域福祉計画等策定推進委員会以外に、委員が地域の様子について自由に意見交換できる場を設けました。

【第1回】意見交換(防災、移動支援、子どもの居場所)

日時：2022（令和4）年8月9日（火） 午後2時から

場所：福祉の家 N-ジョイ

【第2回】意見交換(福祉の仕事、権利擁護、ボランティア)

日時：2022（令和4）年8月31日（火） 午後3時から

場所：市役所北庁舎2階 災害対策本部室

【第3回】意見交換(学生ボランティア・人材)

日時：2022（令和4）年10月28日（金） 午後3時から

場所：市役所北庁舎2階 災害対策本部室

【第4回】意見交換(地域福祉をめぐる課題まとめ)

日時：2023（令和5）年11月17日（金） 午後3時から

場所：市役所西庁舎2階 第7会議室



(3)地域福祉計画等策定に係る団体アンケート

市内には様々な活動を実施している企業・団体がたくさんあります。

活動を通じて感じていることについて、アンケート調査を実施しました。

○調査期間：2023（令和5）年11月1日（水）～11月20日（月）

○調査方法：郵送または Google フォーム

○調査対象

①長久手市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録ボランティア団体 101 団体

②長久手市社会福祉協議会法人会員（2023（令和5）年10月27日現在） 108 件

○回収状況：①55 団体（回答率：54.5%） ②回答 55 件（回答率：50.9%）

■ ボランティア団体向けアンケート調査結果

「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の様々な団体が参加し、人と人、人と資源がつながることができる社会をつくるために何が必要だと思いますか。

【主な意見】

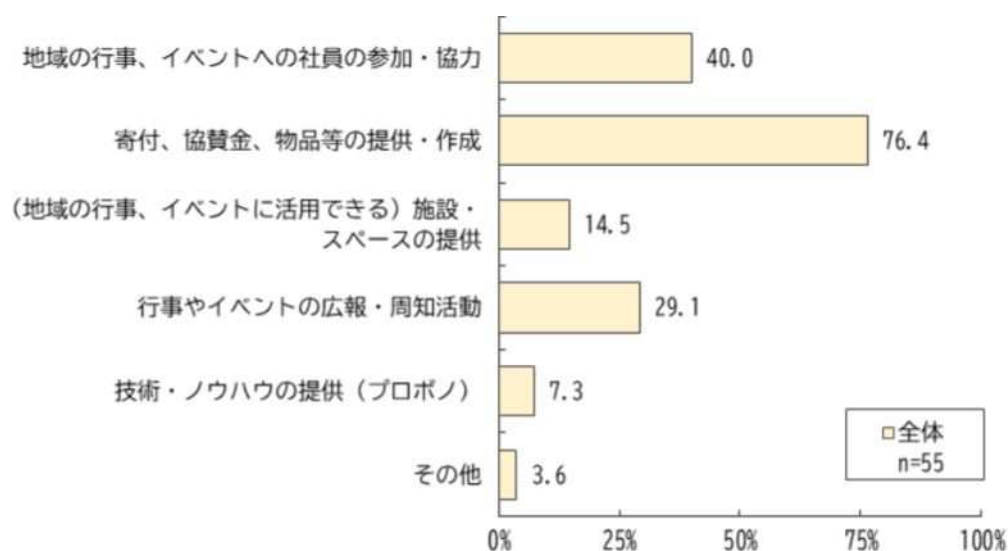
- ・“人與人” “人と資源” 生活し、生きてる、生きていく上で一番大切なことだと思います。自分も大事ですが人を大切に、人との繋がりを大事にできると良いなあ。会話、出逢い、いろいろな方々との会話の中で自分では気づけなかったことを教えてもらい、資源、環境問題にも個々が考えて実行できることもあるのではないのでしょうか。
- ・小学校区で何が行われているか知ってもらうことが大切だと思います。共生ステーションの活性、子どもたちと交わることで元気になれる場所。災害時も地域住民とボランティアの方々の交流があれば少しでも安心できると思います。
- ・「楽しい」を共有することかな？
- ・年令や性別に関係なく共に活動できる場所
- ・一人ひとりが大切な存在であること。他者の想いに無関心にならず、想像力を持つこと。利己心に陥らず、認識不足にならぬよう学び続けること。
- ・家や仕事場の何かきちんとしなければならない場所以外の「ゆとりのくつろげる場所」心地いい場所で、「めぐりあい」「ふれあい」のお話しから生まれることで楽しむ。
- ・思いやりの心を持って、幅広い年齢の方たちとお互いに認め合い、学び合う気持ち。
- ・良好なコミュニケーションが大切だと思う。情報の共有、意見交換、議論の場の提供などを行っていくことが必要。他の団体と積極的に交流し、長期的に地域社会に貢献できるように、持続可能な取り組みを構築することが必要。
- ・私たちは「ブリッジ人財＝人と人をつなぐ橋渡しをしてくれる人」のネットワークづくりが必要だと考えています。つながりが希薄な人たちは自分と他人をつないでくれる橋渡し役がいると活動が始まりやすいと思います。弱いつながり（ゆるやかな繋がり）の人脈を豊富に持っていれば「遠くにある幅広い情報を効率的に手に入れることができる」と言われています。
- ・社協さんではすでに、マッチング等をするなど実施されていると思いますが、それを知っている人が、どのくらいいるのかな？と思います。
- ・マッチングして、このように変化（成果）した…こんなふうに変化が良き方向へ変わった等。市の広報で知らせるとか（もうやってみえるかも？）

■ 企業・事業所向けアンケート調査結果

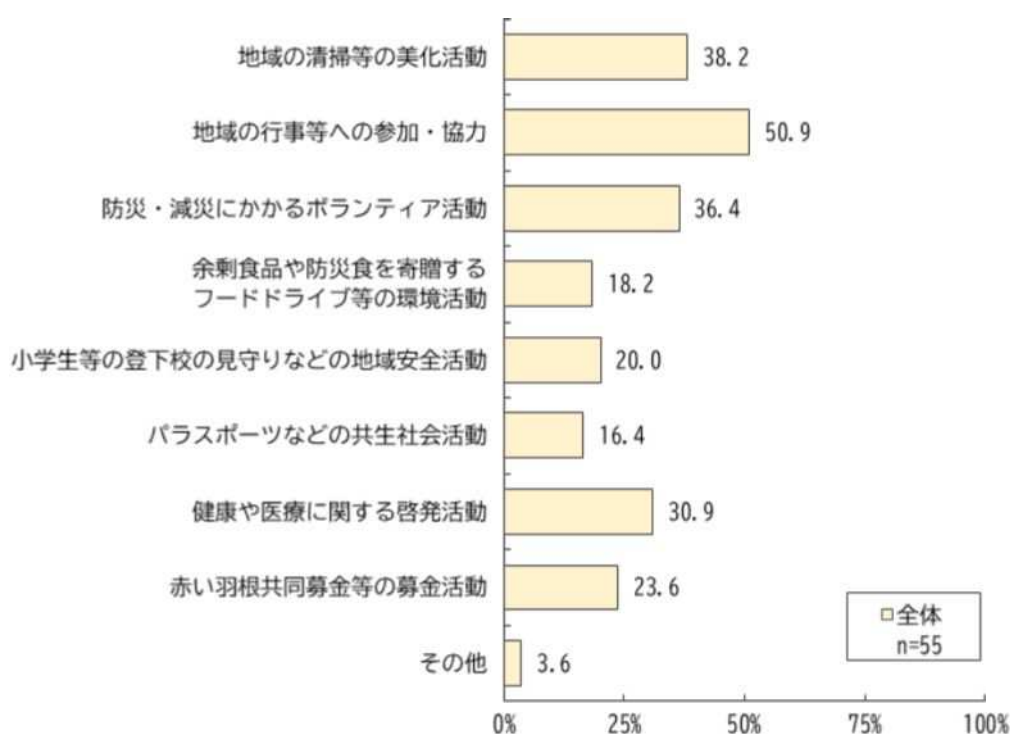
長久手市では、地域の多様な主体が協力し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく

「地域共生社会の実現」を目指しています。

これに関連して、企業、事業所として現在行っている社会貢献活動があれば次の中から選んでください。



次の中から関心がある社会貢献活動を選んでください。



■ サロン団体へのヒアリング

市内では、様々な集いの活動が実施されています。市内で活動している 23 団体に訪問し、ヒアリングを実施しました。

主な意見

- 目標を持って毎日過ごせるようになり、参加者が若返ったように感じる。
- 安心できるつながりができ、ちょっとした困りごとをサロンの場で話せる。
- 高齢者がでかけるきっかけとなり、元気でいようという気持ちになる。
- 認知症予防になっている気がする。
- 毎週サロンに参加することで、改まった話をしなくても、お互いの状況が知れるようになった。
- 来たら来てねという雰囲気、気楽に参加しています。
- 子育て中であり、普段は、地域の活動に参加できていなかったが、子どもを見てもらえる雰囲気があることで、安心できる場ができた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、しばらく開催できない間に、つながりが切れてしまい、毎回人数の確保に苦慮している。
- 長久手の歴史ある技術や活動を若い人たちに継承するため、活動を継続していきたい。
- 集いの場が求められていることが分かるので、できるかぎり続けていきたい。
- 認知機能が衰えた方も、そうでない方も、みんなが楽しく来れる、家以外の場所をつくってきたい。
- 地域の若い世代の方々や子どもたちとの交流できる機会をつくりたい。



第2章 本市の状況と課題

1 データからみる本市の現状

第2章では、統計調査や庁内資料、アンケート調査結果等について、本市の特徴や現状、課題が分かりやすいものを中心に記載しています。

なお、調査実施の主体や更新時期が異なることから記載の年度等に違いがあります。

(1) 人口・世帯等の状況

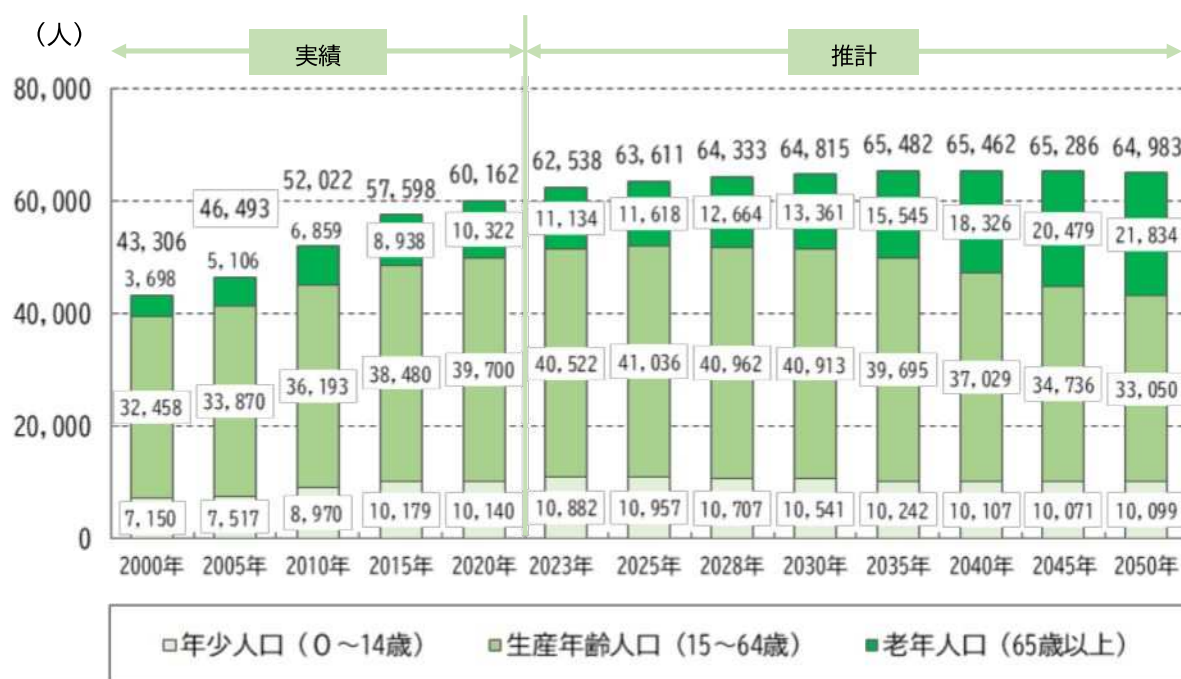
① 総人口・年齢3区分別人口の推移

人口は年々増加しており 2020（令和2）年は 60,162 人となっています。

年齢3区分別でみると、特に老年人口（65 歳以上）が増加しています。2020（令和2）年は 10,322 人となっており、2015（平成27）年と比較すると、1,384 人増加しています。

また、将来推計では、2035 年まで人口は増加し、以降緩やかな減少が見込まれます。さらに、総人口の減少と老年人口の増加により、高齢化の急速な進展も予想されます。

■ 総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（実績値）及び長久手市将来人口推計報告書

※年齢不詳分を各年齢層に按分。

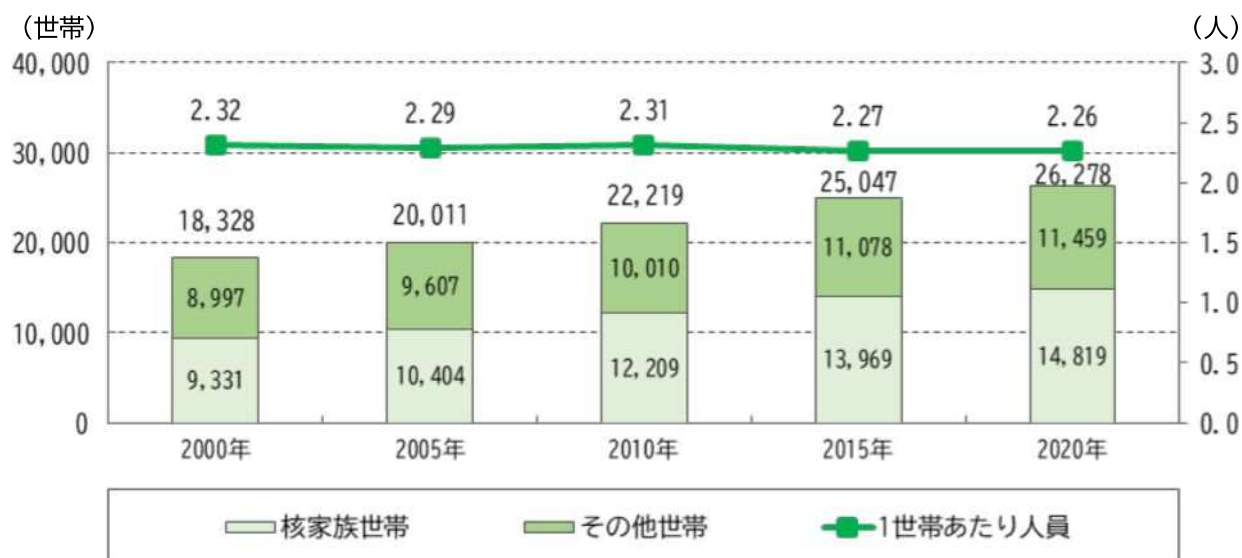
なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しない。

② 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加しており、2020（令和2）年は26,278世帯となっており、2015（平成27）年と比較すると、1,231世帯増加しています。

一方、1世帯あたり人員は、減少傾向にあり、2020（令和2）年では2.26人となっています。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

③ 人口移動(自然推移、社会推移)

人口移動の推移をみると、出生者数が死亡者数を上回る自然増、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。

■ 自然推移、社会推移



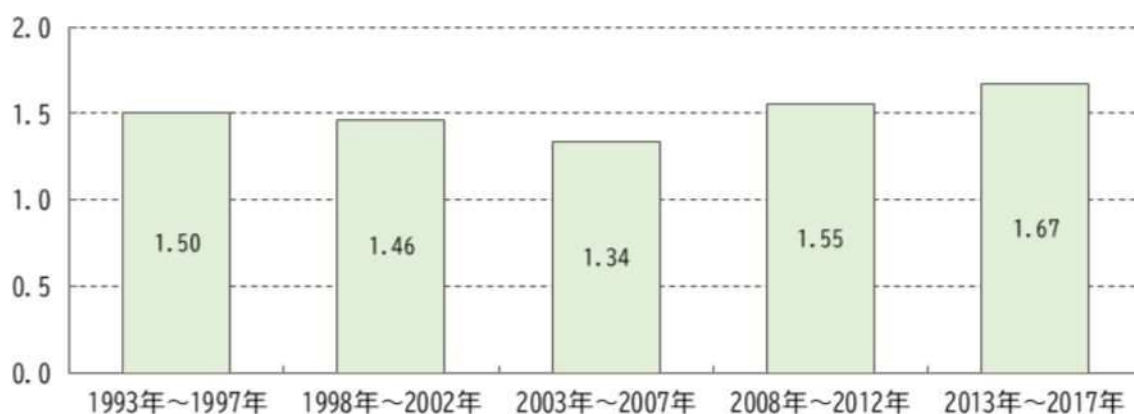
資料：愛知県人口動向調査

(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、2003（平成 15）年から 2007（平成 19）年まで年々減少していましたが、その後上昇し、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年は 1.67 となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



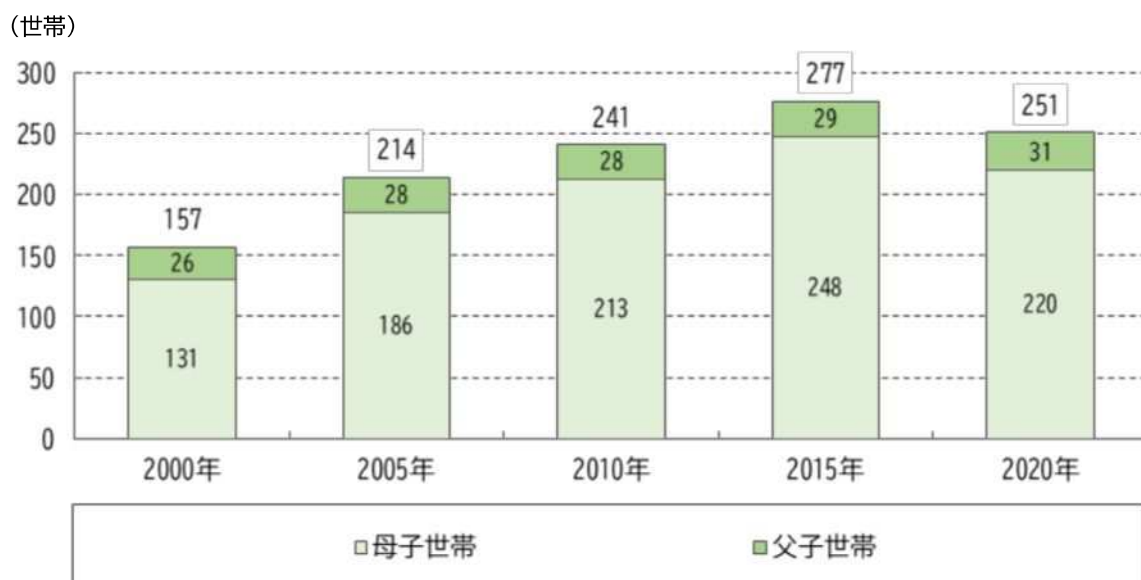
資料：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計

② ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況をみると、2020（令和 2）年は 251 世帯となっており、2015（平成 27）年より減少しています。

家庭別でみると、父子家庭は増加傾向となっています。

■ ひとり親世帯の状況

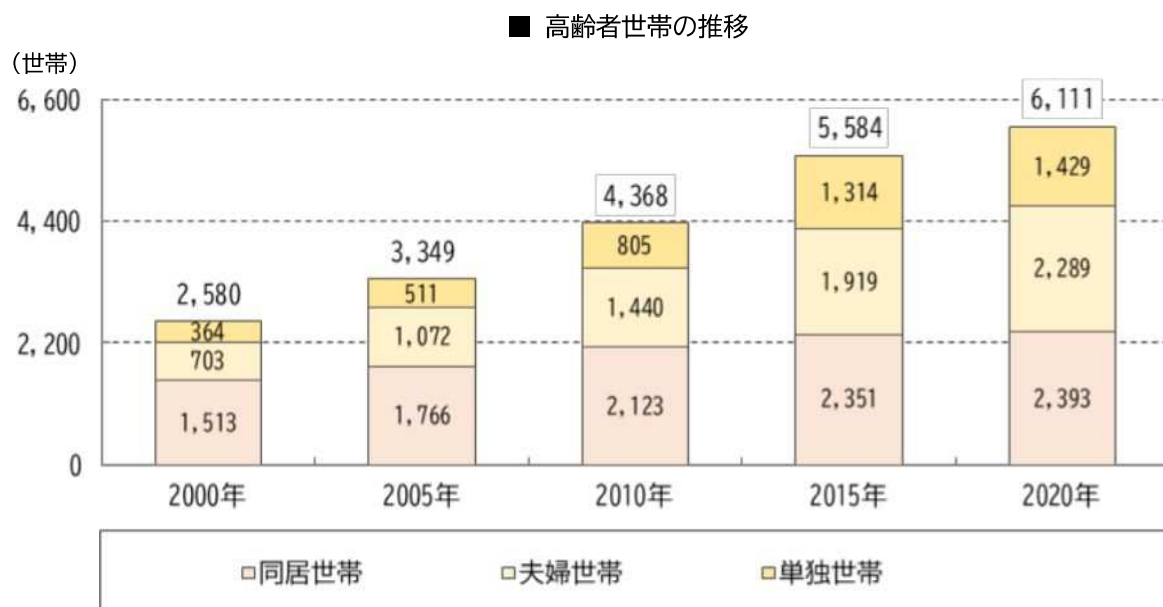


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

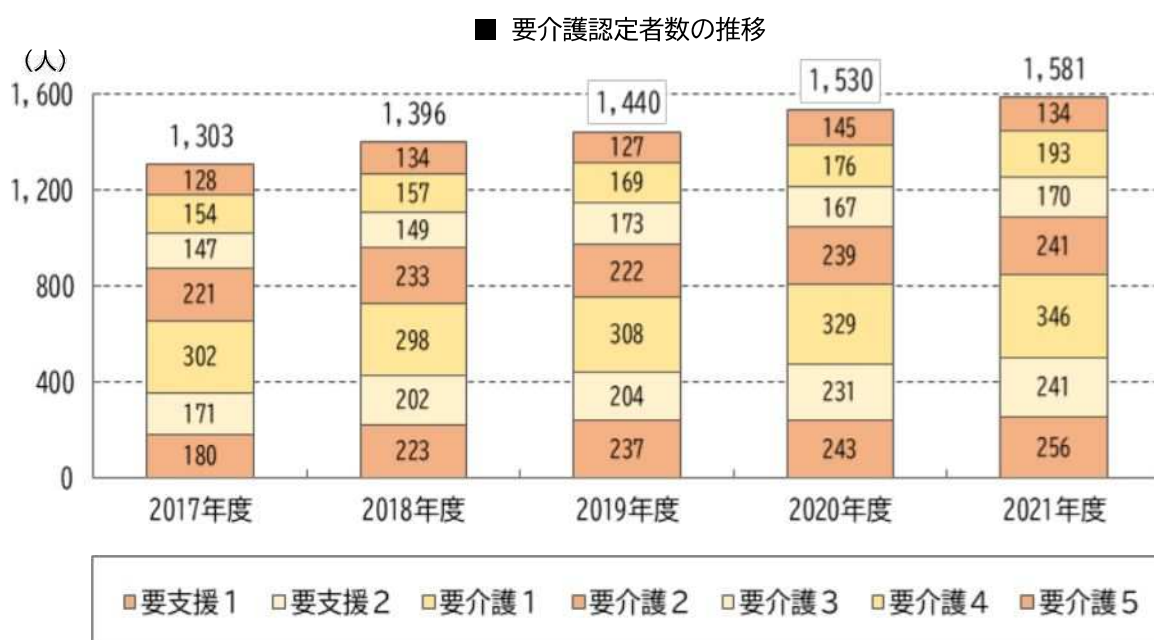
高齢者世帯の推移をみると、年々増加しており、2020（令和2）年は6,111世帯と、2000（平成12）年と比較すると約2.4倍となっています。世帯別でも増加しています。



② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、2021（令和3）年度には1,581人となっています。

介護度別でみると特に要支援1から要介護1の軽度者が増加傾向となっています。



(4) 障がい者手帳の交付状況

障がい者手帳の交付数の推移をみると、年々増加しており、2021（令和3）年度は1,942人となっています。

障がい別でみると、いずれも増加しています。

■ 障がい者手帳の交付数の推移



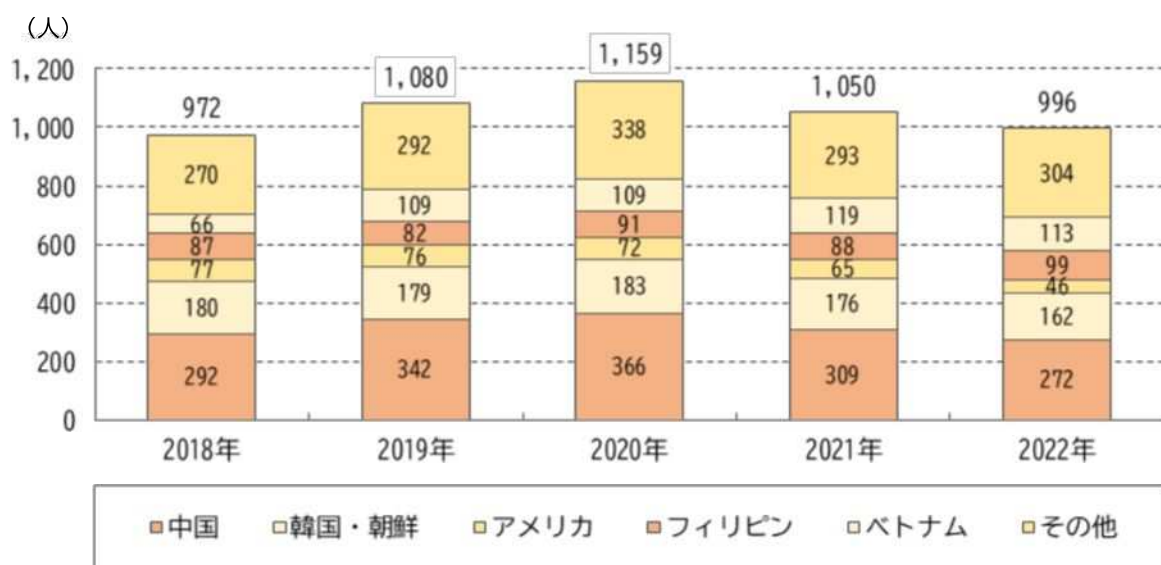
資料：ながくての統計（2022）

(5) 外国人の状況

外国人市民人口の推移をみると、2020（令和2）年以降減少しており、2022（令和4）年は996人となっています。

国籍別では、2022（令和4）年時点で中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、アメリカの順に多くなっています。

■ 外国人市民人口の推移



資料：ながくての統計（2022）

(6) 生活保護の状況

生活保護人員の推移をみると、2019（令和元）年度以降増加しており、2021（令和3）年度は129人となっています。また、生活保護世帯数も増加しており、2021（令和3）年度には111世帯となっています。

■ 生活保護人員、生活保護世帯数の推移



資料：ながくての統計（2022）

(7) 地域活動団体等の状況

① ボランティア登録者数の推移

ボランティア登録者数の推移をみると、2019（令和元）年度の4,664人をピークに減少しており、2021（令和3）年度は3,253人となっています。

また、ボランティアグループ数の推移をみると、2014（平成26）年度をピークに減少しており、2021（令和3）年度は105グループとなっています。

■ ボランティア登録者数の推移



資料：ながくての統計（2022）

② 社協会員加入状況の推移

社協会員加入状況の推移をみると、2020（令和2）年度に7,898人と最も多くなりましたが、2021（令和3）年度は5,737人と最も少なくなっています。

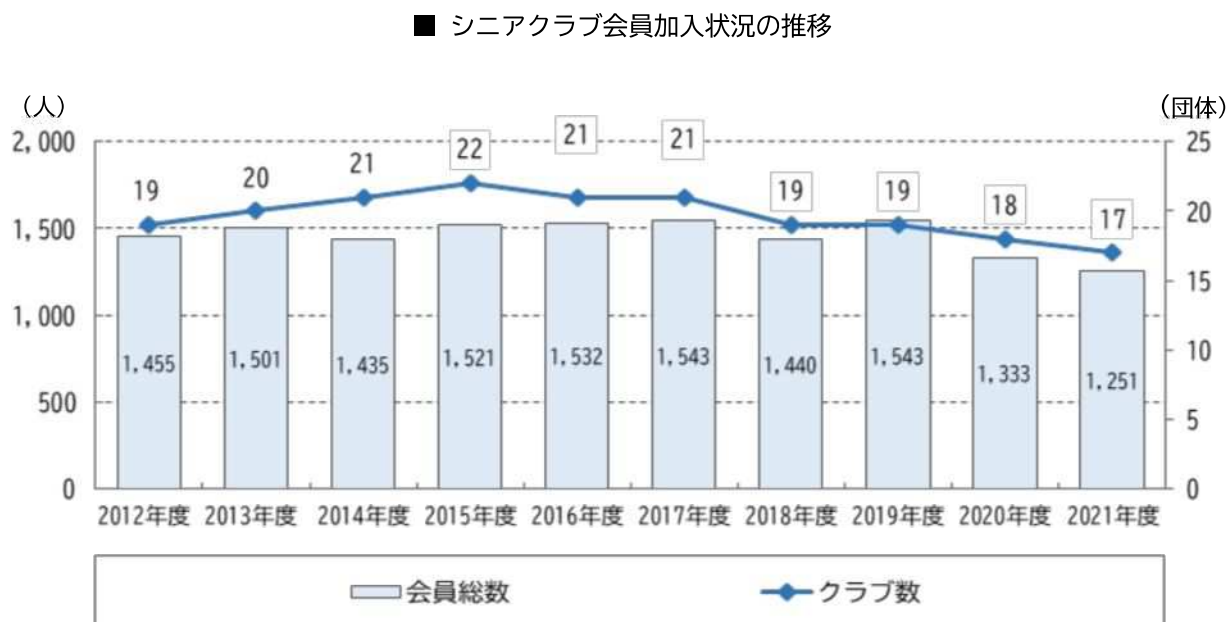


資料：ながくての統計（2022）

③ シニアクラブ会員加入状況の推移

シニアクラブ会員加入状況の推移をみると、会員総数は2019（令和元）年度以降減少しており、2021（令和3）年度は1,251人となっています。

また、クラブ数の推移をみると、2015（平成27）年度から減少しており、2021（令和3）年度は17団体となっています。



資料：ながくての統計（2022）

④ 子ども会の状況の推移

子ども会の状況をみると、2017（平成 29）年度に大きく増えましたが、以降は増減を繰り返しています。

また、団体数は 2016（平成 28）年度以降、横ばい傾向が続いています。

■ 子ども会の状況の推移



資料：ながくての統計（2022）

2 市民意識調査結果が示す課題

(1) 市民意識調査からみる地域福祉の現状

地域福祉に関する現状を把握するために、以下の調査を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性などが分かるものを記載します。

① 調査等の概要

■ 長久手市の地域福祉に関する市民意識調査

○調査対象：2022（令和4）年11月1日現在、長久手市に在住する16歳以上の市民5,600人を無作為抽出

○調査期間：2022（令和4）年11月17日～12月5日

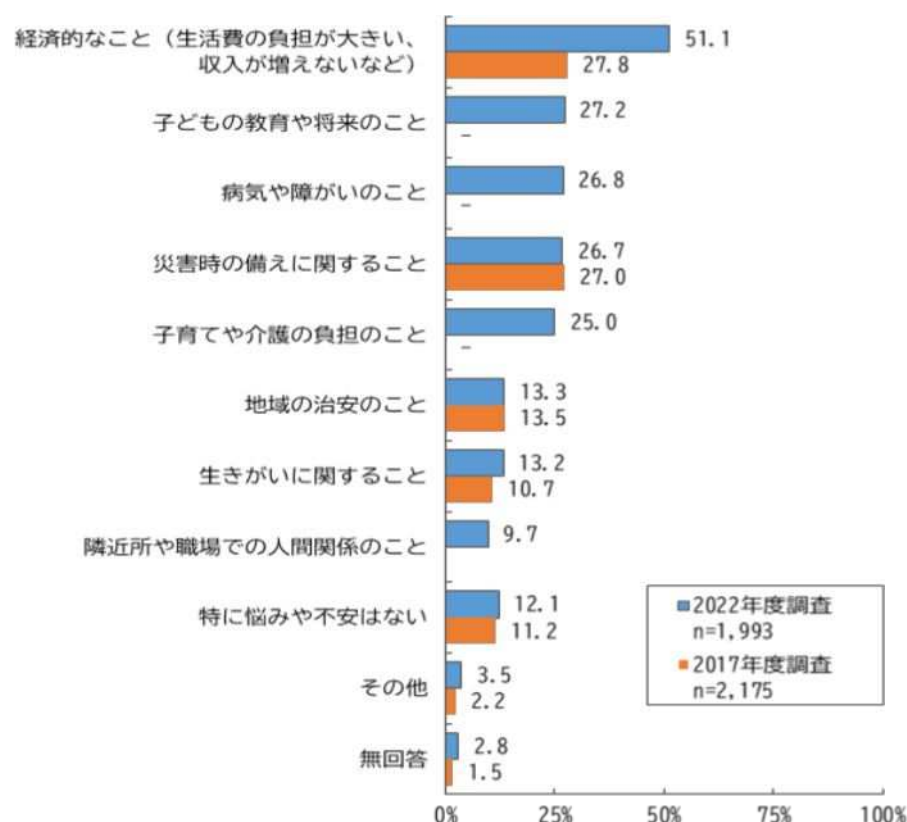
○調査方法：郵送配布・郵送回収

○回収状況：35.6%（有効回答数 1,993件）

(2) 地域福祉に関する市民意識調査結果

① 日常生活上の不安について

問1：あなたは現在、日頃の生活において、どのようなことに不安を感じていますか。



※2017年度調査との比較は、比較できる設問のみ掲載

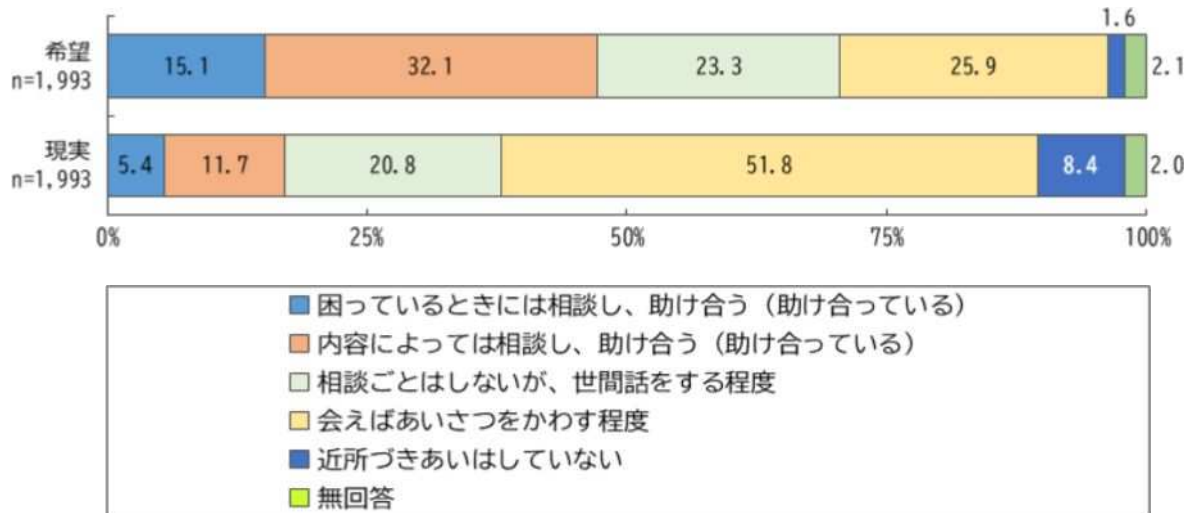
【結果】

日常生活上の不安として、「経済的なこと」は半数以上となっており、2017（平成29）年度調査と比較しても2割以上増加しています。

② 近所づきあいの現状と希望について

問3：あなたは今後、「つながり」をつくるために、近所の人たちとどのようなつきあい方を望みますか。

問2：あなたは、日頃近所の人たちとどのようなつきあいをしていますか。



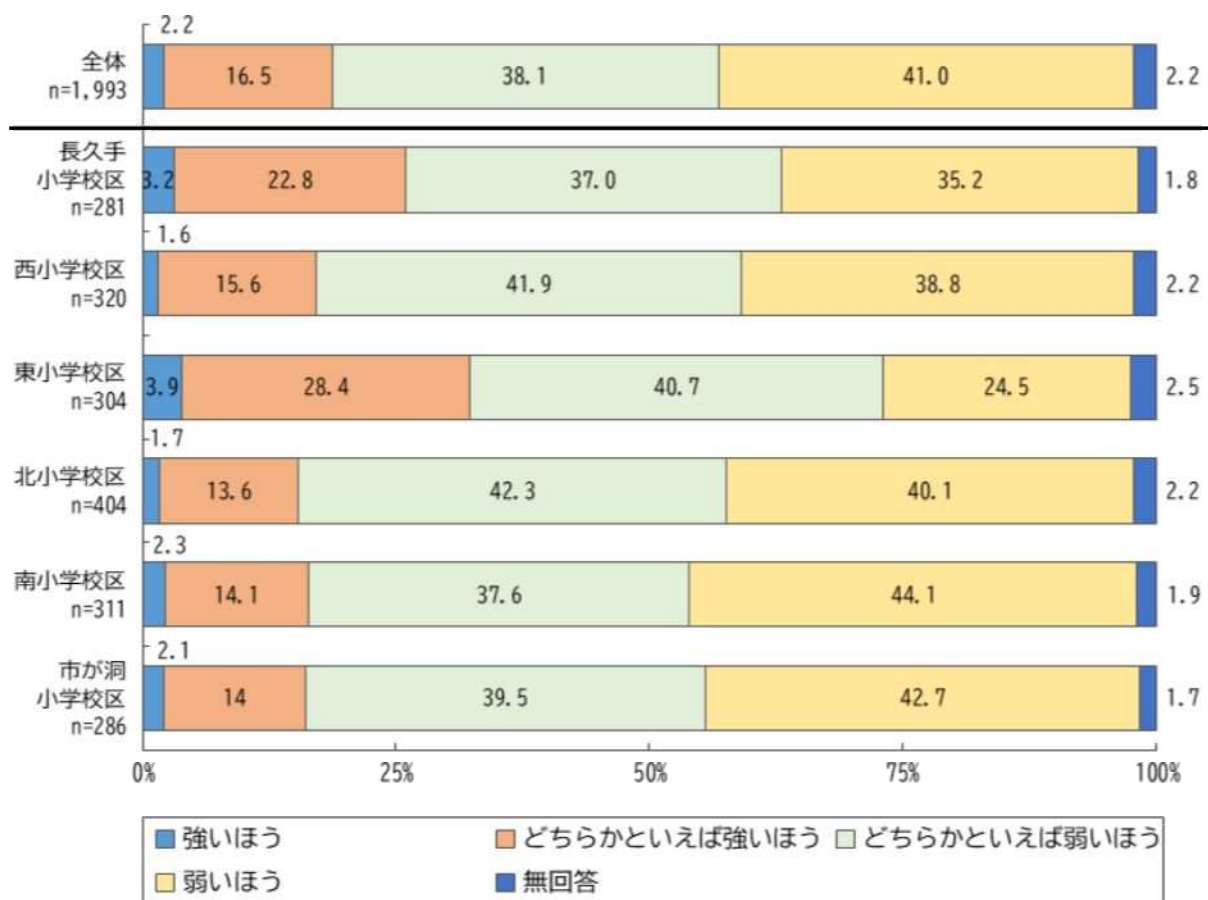
【結果】

市民が望む今後の近所づきあいをみると、「内容によっては相談し、助け合う」の割合が32.1%と最も高く、「困っているときには相談し、助け合う」と合わせるとおよそ半数の方が助け合いの必要性を感じています。

しかし、日頃の近所づきあいの現状をみると、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が半数以上となっており、助け合いを日頃行っている割合は2割に満たない状況となっており、現実と希望にギャップがあることがうかがえます。

③ 地域とのつながりについて

問4：あなたは、自分と地域の人たちとのつながりが強いと感じますか。



【結果】

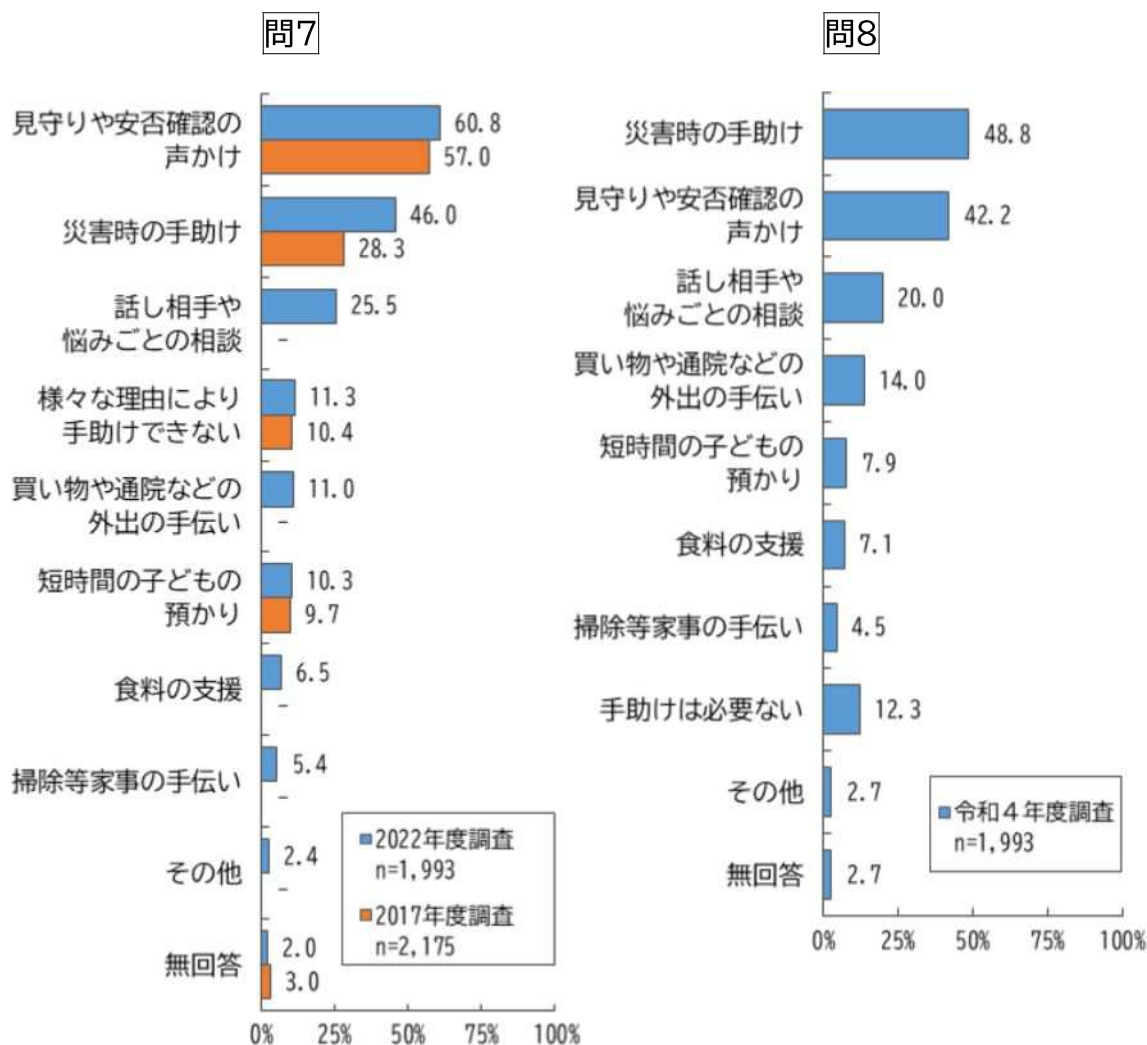
自分と地域の人たちとのつながりが強いと感じるかをみると、つながりが「強いほう」と感じている方は約2割となっています。

一方で、長久手小学校区、東小学校区は他小学校区と比較すると、つながりが「強いほう」、「どちらかといえば強いほう」と感じている方の割合が高くなっていることから、小学校区によってつながりの差があることがうかがえます。

④ 地域における助け合いについて

問7：隣近所に住む何らかの支援を必要としている家庭に対して、どのような手助けができると思いますか。

問8：あなたが、生活上の問題で手助けが必要なとき、近所の人にどのような手助けをしてほしいですか。



※2017年度調査との比較は、比較できる設問のみ掲載

【結果】

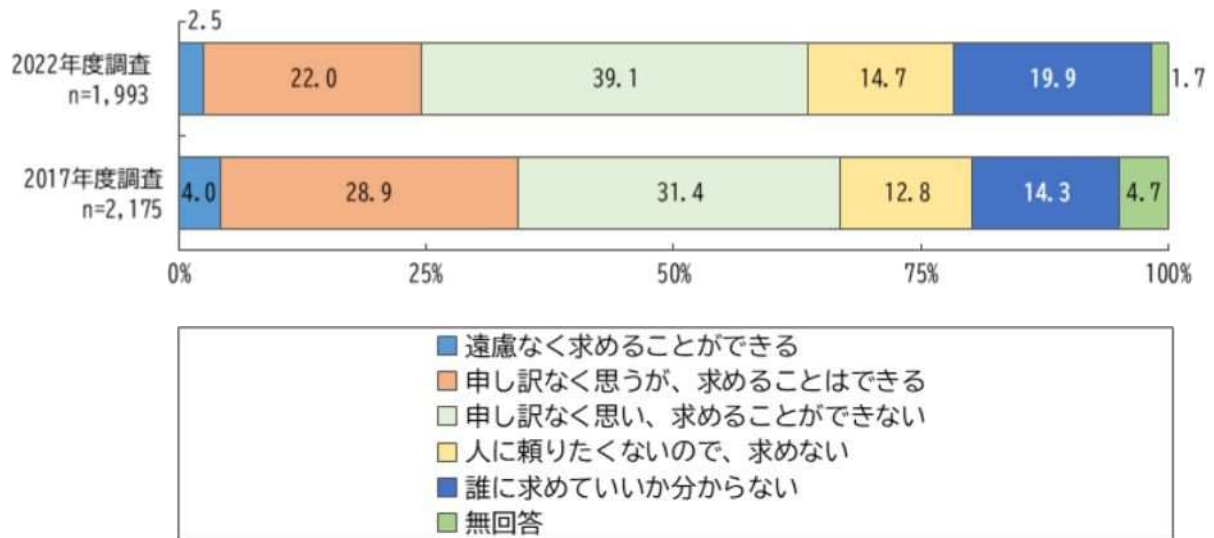
何らかの支援を必要としている家庭に対して、半数の方が「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が可能であると考えています。

2017（平成 29）年度調査と比較すると、「災害時の手助け」については、大幅に上昇しています。

一方、近所の人に支援してほしい内容についても、半数の方が「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」を望んでいることがうかがえます。

⑤ 地域で助けを求めることについて

問 11：あなたは、生活上の問題で手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか。



【結果】

地域で助けを求めることができる方の割合が 2017（平成 29）年度調査と比較すると減少し、助けを求められない方や、誰に求めていいかわからない方が増加しています。

(3) 市民の声(自由意見)

市民意識調査の自由記述からご意見を抜粋して記載しています。

子育て・教育について

- ・子どもがいても働ける環境づくりをもっと充実してほしい。
- ・あまりに急に人が増えすぎ、イメージばかりが先行して、保育所の数、学童クラブの数が追いついていないところが問題。
- ・大学がたくさんあるので、大学生が小学生、中学生、高校生に放課後、勉強や宿題を教えて下さる場があると助かる。2年前に引越してきましたが、とても住みやすく、学校の子どもたちも良い子が多いと感じる。
- ・行き渋りや不登校の子の居場所、N-ハウスあいだけでなく、各小学校区ごとに気軽に行ける居心地の良い場所をつくってあげてほしい。

公園、運動場、遊びの場等の整備について

- ・小さい子どもが遊べる場所をもっと増やしてほしい。

生活環境について

- ・公園や香流川等ウォーキングができ自然が残っている。リニモ利用で名古屋に行けて便利である。開発しすぎないように自然を残すことが大切である。
- ・小さな子どもたちが安全に安心して生活できるように、防犯や見守りを強化できるとありがたい。公園や緑が多く、とても暮らしやすい。

公共交通機関の整備について

- ・N-バス・福祉車両の充実を希望。免許を持たない高齢者や障がい者においては、移動手段がないため、N-バスの路線充実が必要だと思っている。乗り合いの車両など別の手段もあるかと思う。
- ・高齢になり運転ができなくなった場合の移動について、何となく不安を感じる。

自治会について

- ・自治会加入を今春でやめた。役員ができるか不安で。自治会、加入、未加入で分けるのも地域分断の原因では。

交流について

- ・地域の子どもたち、お年寄りなどと交流できる機会があればいいと思う。
- ・長久手市には大学などもあり若い世代の方が多いと思うので、若い世代の方々と地域の高齢者の方や（子育て世代の方が）繋がれるような取組があるといいと思う。
- ・「地域共生ステーション」などの役割はさらに重要なものとして利用されることを期待している。

イベント開催について

- ・「ワークショップ」という名前だとハードル高く感じる。行こうという気になるには、結構心構えが必要。イベント感をメインにして、プラス地域のことなどを学べる場にしたほうがよい。
- ・いつも同じようなワークショップが多く（市が主催するもの）、魅力を感じない。結局、同じ人しか参加しないので意味がない。

ボランティアについて

- ・皆お互い助け合うことはよいことだという点では異論がないと思うが、ボランティア的になるとなかなか一歩はふみ出せないと思う。気軽に1時間でも参加できるような仕組みがあるといいのでは。

福祉について

- ・近所の同世代（就職氷河期世代）で医療や保育、福祉などを含め、地域（福祉）に役立てるのではないかと人材が、様々な理由で時間をもしくは知識をもてあましている。人材はあると思うので、活用してほしい。
- ・私は車いすで買物をしていると、いつも親切な方が何かお手伝いしましょうかと声をかけて下さる。そのやさしさにうれしくなって、疲れているときにも元気がでて、御親切ありがとうございますと感謝の気持ちになり、長久手市の方はいいかたばかりだなあと思う。

市の施策等について

- ・治安がよく、便利な長久手市はとても住みよいまちではありますが、新しい分、地域のつながりが弱いと感じる。互いに助け合える長久手市になれば、もっと安心・安全な住みよいまちになってくれると思っている。
- ・自治会、連合会、まちづくり協議会の位置づけが分かりづらい。

3 第2次計画の推進過程で見た地域の変化と課題

本計画の策定を見据え、第2次計画期間中の関連事業を通じて得られた直接的な成果や地域への影響について振り返りを行いました。

第2次計画を進めてきた過程で、事業の実施件数や人数などによる評価ではなく、地域にどんな主体を増やしてきたか、地域にどんな変化を与えたのか、地域と協働した経験などの視点で振り返っています。

- ・ 行方不明高齢者保護ネットワーク事業をきっかけに、行方不明者の近所の方や喫茶店の従業員等が発見に協力してくれた。
- ・ 生活支援サポーターの養成研修を受けた方が、地域の通いの場を手伝っている。
- ・ 支え合いマップづくり講座を受講した10地区のうち6地区が市民主体で活動中。2地区は市民が主体となるよう移行中。
- ・ 地域保健活動で、公共施設やサロンに保健師が出向くことで、地域の身近な場で相談しやすくなっている。
- ・ 地域共生ステーション整備事業により整備された共生ステーションを拠点に、まちづくり協議会が様々な団体と連携した事業を実施している。
- ・ ながくて・学び・アイ講座から立ち上がったサークルが積極的に活動中。今年度も「オンラインで活動継続中」「新メンバーが加入した」という報告が届いている。
- ・ 子育て支援センター事業の育児講座ではオンライン方式など新たな方法でも実施。ことりルームぴっぴでの子どもの預かりはニーズが高く、実績が伸びている。
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業による多職種連携・推進交流部会では、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が医師と交流する機会を設けたことで、医師との顔が見える関係が構築できつつある。
- ・ 福祉有償運送事業では、認定講習会を修了した福祉有償運送ドライバーが増加し、利用件数も増加中。
- ・ 認知症カフェでは、市民や大学生、福祉事業所等がボランティアスタッフとして、企画・運営・チラシ作成などそれぞれの得意分野で協力してくれている。
- ・ 学生の社会貢献活動を支援する取組では、リリモテラス公益施設のコーディネーターが学生の活動を支援することで、リリモテラス公益施設が学生の活動拠点になりつつある。
- ・ 移動支援の支援員の人材育成では、市内登録事業者が実施する養成研修を大学生が受講し、事業所内で支援員として障がいがある人の移動支援をしている。

地域福祉をめぐる課題としては、第1次計画及び第2次計画に引き続き、依然として地域のつながりの希薄化や制度の狭間といわれる課題が大きな課題としてあげられますが、それらを踏まえて、市民意識調査、長久手市職員、策定推進委員の3つの視点から課題を整理しました。

(1)市民が感じていること(市民意識調査の結果から)

- ・日常生活上の不安として「経済的なこと」に不安を感じる方が増加している。
- ・近所づきあいをしていない人は増加傾向にあり、そのことを地域の課題だと感じている。
- ・ひきこもりの人やその家族への支援の方法が分からない。
- ・助けを求められない人、求める先が分からない人が増加している。
- ・東小学校区、市が洞小学校区では、日常生活での移動に不便を感じている人の割合が他小学校区に比べて高い。

(2)行政が感じていること(若手職員作業チームのSWOT分析※)

本計画の策定に向けて、地域福祉に関連する部署の若手職員が集まり、地域の課題、特徴等について、「SWOT分析」という手法を用いて、話し合う場を設けました。

- ・地域によって社会資源（医療機関・交通機関）の偏りがある。
- ・地域活動を行う市民団体では、高齢化、後継者不足に悩んでいる人が多い。
- ・地域の拠点になる場所は活かしきれているだろうか？認知されているだろうか？
- ・不登校児童の問題を地域で解決できないだろうか？
- ・地域の中に男性が活躍できる場をもっとつukれないだろうか？
- ・ワークショップ等を開いても、地域に関心を持っている人、参加者が固定されている。
- ・複数の重なった課題に対して、どのような制度や事業で解決の糸口をつかむのか難しく感じる。
- ・市内に大学が4つある。「学生の多いまち」という面を活かしているだろうか？
- ・「住民の平均年齢が若いまち」という面を活かしているだろうか？

(3)策定推進委員が感じていること

策定推進委員会以外に、委員が地域の様子について自由に意見交換できる場を設けました。

- ・地域の主体となる人たちの高齢化。
- ・地域の主体となる人たちが限られている。地域の活動の現場にいる人がいつも同じ。
- ・退職後、時間に余裕ができてきた時にどうやって地域に関わっていけばいいかが分からない。
- ・地区によって防災への意識に差がある。
- ・福祉人材の不足。

第2次計画の推進過程で見た地域の変化や課題を踏まえて本計画を推進するとともに、これらの変化や課題が今後どう移り変わっていくのかを定点観測していきます。

※SWOT（スウォット）分析：外部環境と内部環境のプラス面・マイナス面を、Strength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の4つの要素で要因分析する手法



第3章 計画の体系と推進

1 基本理念

本市では、市民の福祉の向上と健康の維持・増進を図る福祉の拠点施設となる福祉の家を設置するとともに、第1次及び第2次計画を経て、福祉制度の充実に取り組んできましたが、必ずしも施設や制度の充実だけで安心できる暮らしを築くことが可能になるわけではなく、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、将来への不安を抱えていたりするなど、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで複雑化、多様化が進んでいます。こうした課題への対応には、これまでの価値観とは異なる人口減少時代を見据えた福祉のあり方を考えていかなければいけません。

そのためには、「日本一若いまち」「幸福度の高いまち」とも言われる本市の特徴を最大限に発揮することができるよう地域社会を構成する誰もが相互に理解し合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、誰もが活躍の場や役割を実感できる地域を目指す必要があります。

以上の考え方をもとに、基本理念は、「気づき、つながり、届き、支え合う、共生のまち ながくて」と定めます。

基本理念

気づき、つながり、届き、支え合う、
共生のまち ながくて



基本理念のポイント

第1次及び第2次計画では、基本理念を「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」としておりましたが、本計画では考え方を継承しつつ「たつせがあるまち」という表現を「共生のまち」に変更しています。

これは、地域福祉における、役割と居場所をつくることの大切さを特徴ある言葉を通して地域に浸透させる段階から、それぞれの役割と居場所をお互いに認め合い作用し合い続けていく、また、新しい時代を担っていく世代や市外に向けて本市の地域福祉を伝承、発信していく段階に進み始めるということを意味しています。

2 計画の体系

基本理念	基本目標	行動目標
気づき、つながり、届き、支え合う、共生のまちながくて	1 気づく	(1) お互いに気かけあう気持ちを持とう
		(2) 声をかけあおう
	2 つながる	(3) 「楽しい」でつながろう
		(4) 身近なつながりを意識しよう
		(5) 頼れる先をつくっておこう
	3 届ける	(6) 困っている人のために、なにができるか考えよう
		(7) オール長久手で安心を届けよう
		(8) 高齢者・障がい者の権利を守ろう (権利擁護支援計画)
	4 支え合う	(9) 「困った」と言える関係をつくろう
		(10) お互いさまの気持ちを持とう
	5 役割と居場所がある	(11) 一人ひとりの価値観を認めあおう
		(12) 役割と居場所を大切にしよう
		(13) 若いまちらしさを発揮しよう
		(14) 誰も孤立しないまちにしよう (再犯防止推進計画)

基本理念である「気づき、つながり、届け、支え合う、共生のまち ながくて」を実現していくため、5つの基本目標と、基本目標ごとに行動目標を定めました。

これらの行動目標を推進し、地域共生社会を実現していきます。

基本目標1 気づく

生活に困っている人が抱える問題について、すべてを行政が把握することは困難です。「最近、近所に住んでいる高齢の人の元気がない」など、身近でなければ発見できない、地域の中で生活している人にしか見えない問題もあります。中には、本人や周りも問題として気づいていないものや、自らSOSを発信できずに、悩みを抱え込んでいる人もいます。

そのため、小さな声も拾えるように他人に関心を持つことや、わずらわしさをいとわず、声をかけるなど「おせっかいさん」になることも大切です。また、周囲を頼ってみるなど、ありのままの自分をオープンにしてみることが自身の困りごとに気づいてもらうきっかけになる場合があります。いつまでも住み慣れたまちで安心して暮らし続けていくために、お互いに見守り、何かあったときに気づくまちを目指します。

【行動目標】

- (1) お互いに気かけあう気持ちを持つ
- (2) 声をかけあおう

基本目標2 つながる

地域には、家族や友人をはじめ、たくさんの人が生活し、活動や集まりなど様々なコミュニティがあります。そして、知り合うきっかけは、あいさつ、趣味、地域活動など様々です。知り合うことで楽しみや話し合いが生まれ、支え合える土壤ができていきます。

つながりは何かに所属しているかどうかのみにとらわれず、日常の場面を振り返ってみると小さなつながりが多く隠れているかもしれません。

また、困りごとや悩みごとは人によって様々で、どこに相談したら良いか分からず適切な支援に結びつかないことがあります。誰かの困りごとや悩みごとに気づいたときには、相談を聞いて、一緒に考えたり、必要に応じて専門家につなぐことが大切です。中には、公的なサービスの対応では限界があるものでも、困っている人と地域で手助けできる人がつながることで解決できる問題も存在します。

市民・団体・事業者・行政などがつながり、支援に結びつくまち、地域の誰もがどこかへつながりを持っているまちを目指します。

【行動目標】

- (3) 「楽しい」でつながろう
- (4) 身近なつながりを意識しよう
- (5) 頼れる先をつくっておこう

基本目標3 届ける

住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活できるようにするためには、地域の「気づき」や「つながり」によって把握された地域課題の解決に向けて、それぞれのニーズに応じた適切なサービスが包括的に提供される必要があります。

生活全体を見据えた専門的なコーディネーターによる個別ケアを軸に、市民・団体・事業者・行政などが協働で包括的に提供する体制づくりを通して、権利やサービスの情報などの支援が必要な人に「安心が届く」仕組みを実現します。

生活課題や困りごとは複雑化・複合化しており、その解決においては、従来の「縦割り」の考え方では十分に行き届きません。そのため、庁内の連携促進による切れ目ない支援が必要な人に届くまちを目指します。

【行動目標】

- (6) 困っている人のために、なにができるか考えよう
- (7) オール長久手で安心を届けよう
- (8) 高齢者・障がい者の権利を守ろう(権利擁護支援計画)

基本目標4 支え合う

困りごとを解決したり、支援していくためには、公的なものだけでなく、地域で生活している人や自治会、ボランティアなど様々な関わりが欠かせません。災害などの発生時やその後の復興での長期継続的支援において、日頃からの近所づきあいや支え合いの大切さが再認識されています。

そのため多くの人が地域の活動に参加し、「困ったときには助けてね」と言い合える関係づくりを進め、市民・団体・事業者・行政など、みんなが協働してお互いに支え合えるまちを目指します。

【行動目標】

- (9) 「困った」と言える関係をつくろう
- (10) お互いさまの気持ちを持とう

基本目標5 役割と居場所がある

みんなが福祉や支え合うことの大切さに関して学び、考え、行動していく気持ちが増えれば、地域福祉はより一層推進していくことになります。

また、一人ひとりに役割と居場所があれば、その人らしい活躍の場が生まれ、より楽しく、健康でいきいきと暮らし続けることができます。

高齢者だけでなく、本市に多い学生や子育て世帯をはじめ、誰もが地域の中でそれぞれに役割と居場所がある共生のまちを目指します。

【行動目標】

- (11) 一人ひとりの価値観を認めあおう
- (12) 役割と居場所を大切にしよう
- (13) 若いまちらしさを発揮しよう
- (14) 誰も孤立しないまちにしよう（再犯防止推進計画）

3 包括的な支援体制の整備

※この節は、「重層的支援体制整備事業実施計画」の一部に位置付けています。

(1) 基本的な考え方

市町村は、社会福祉法第106条の3の規定により、地域住民が抱える課題に対して、支援を届けることで解決するだけでなく、これを地域全体における課題として捉え、市、関係機関および地域住民等と連携・協働し、解決に導くことができる「包括的な支援体制を整備すること」が求められています。

本市では、この体制を整備するための具体的な手法の一つとして、社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）に取り組むこととし、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

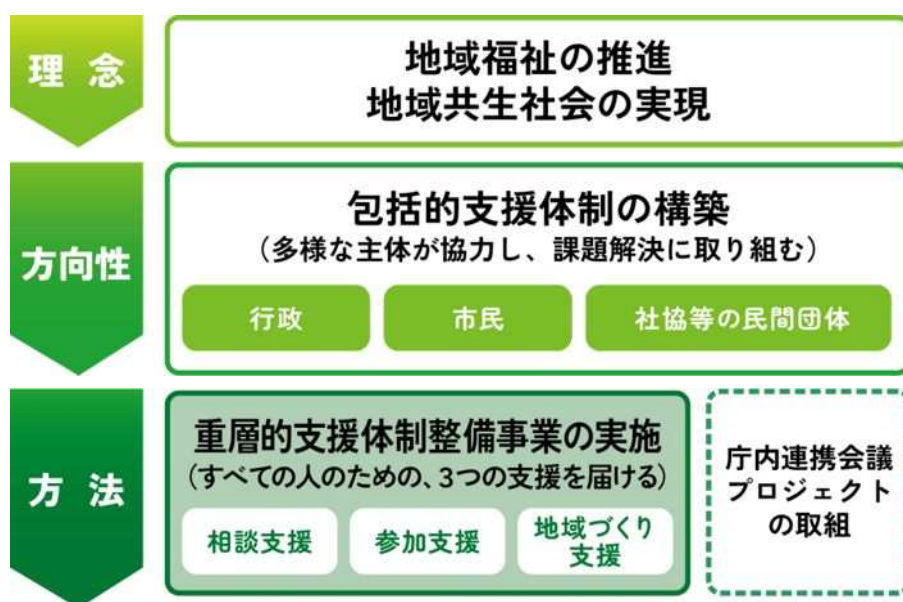
重層事業の実施にあたっては、制度の狭間等で支援が届いていない人などに継続的に関わり、地域への積極的なアウトリーチにより、自ら助けを求める力が弱い人などを把握し、多様な関係機関と連携して支援につなげる仕組みづくりが重要です。

市民同士が気にかけてあう関係性を育む地域づくりを支援することで、支援者による相談支援と両輪で地域のセーフティネットを充実するよう取り組みます。

また、包括的な支援体制の整備に向けて、重層事業のみならず、地域課題や社会資源の状況などに応じて、各分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの効果や効率性、対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待されています。

そのため、各分野において共通して取り組むべき事項等に関して、戦略的な議論を進める会議体として「庁内連携会議」の実施や、市民の生の声を聞き、把握した課題に対して、試行的な取組を通じて、課題解決に繋げる人材を育成することに取り組んでいます。

■ 概念の整理



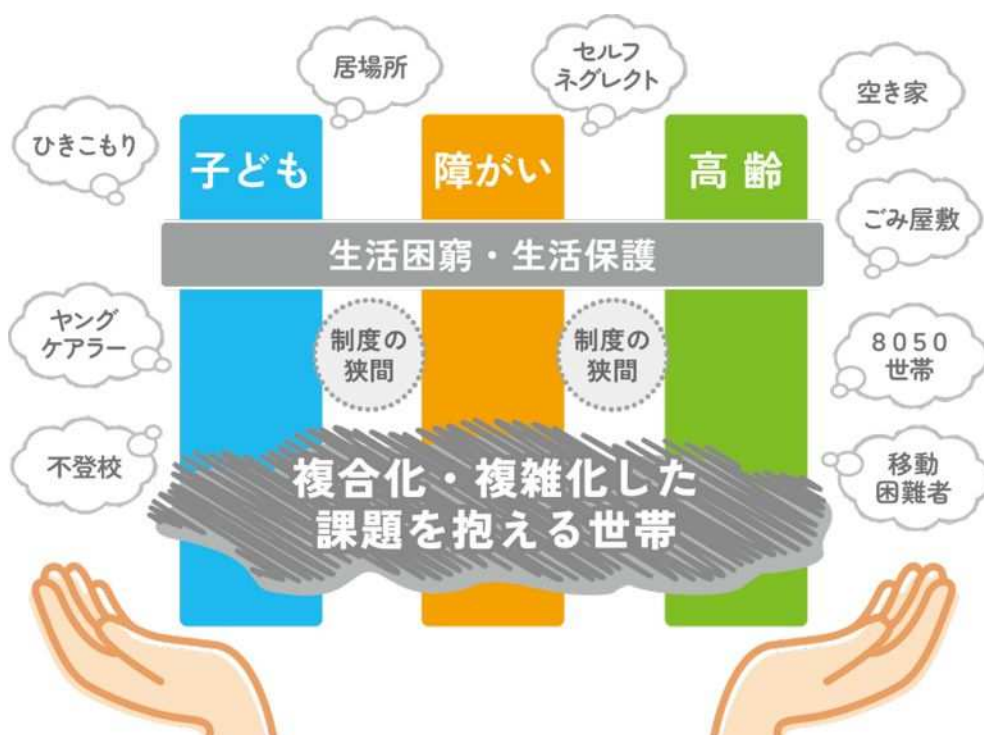
(2)地域を取り巻く生活課題

「8050 問題」や「ダブルケア」といった制度の狭間等、市民が抱える課題は複雑化・複合化するとともに、「生きづらさ」も多様化してきています。

また、従来型の互助の機能が弱体化する中で、地域で孤立する人も顕在化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業の増加、外出機会や人と関わる機会の減少等に伴う課題への対応も求められるとともに、従来型の生活様式からの転換が迫られており、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていけることが求められています。

■ 地域を取り巻く生活課題のイメージ



(3)重層事業を通して長久手市が目指す姿

一人ひとりに役割と居場所のある地域共生社会を実現するために、重層事業を中核として、庁内外の関係者や市民、地域の団体等との公民連携体制を構築し、以下の取組を一体的に推進します。

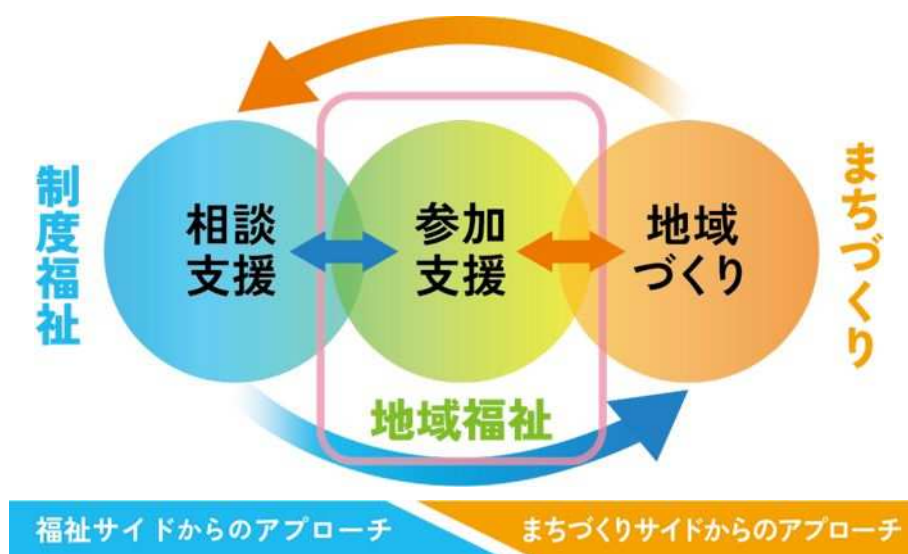
- ① 覚悟を持った寄り添い支援体制の構築
- ② 多様な社会参加の機会の創出
- ③ 誰でも活躍できる地域づくり

(4)重層事業の実施内容

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

この3つの支援が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。また、地域住民と協働し、福祉の活動とまちづくりの活動が会い、相互に影響し合うプラットフォームづくりの検討を通して、地域福祉の力を高め、気にかける地域づくりを推進します。

■ 3つの事業の関係性



①断らない相談支援

介護、障がい、生活困窮、子ども・子育て等の各分野の相談窓口において、属性や世代を問わない相談を受け止め『断らない相談支援』を実施します。

そして、制度の狭間等で支援が届いていない人などに継続的に関わることや、地区社会福祉協議会等の場を活用した地域への積極的なアウトリーチにより、自ら助けを求める力が弱い人等を把握し、多様な関係機関と連携して継続的に関わり、伴走する支援体制づくりに取り組みます。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については、包括化推進員が調整役となって課題を解きほぐし、支援者が孤立しないようチームによる支援を実施します。

②参加支援

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

ひきこもりの相談窓口兼居場所である「N-ジョイ」を中心として、相談者のニーズを踏まえた社会参加の機会創出のため、地域の人や民間企業・団体との関係性を築き、話し合うプラットフォームづくりや、地域で支援を担う主体や社会参加につなげられる人材や新たに社会資源を生み出す仕組みづくりに取り組みます。

③地域づくりに向けた支援

地域の社会資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを通じて、地域の中のつながりづくりを進めます。

併せて、市民協働を所管する部署と協働し、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、まちづくり協議会をはじめとする組織や地域共生ステーションなどの拠点を活用して、人や場、活動をつなぐコーディネートを行い、地域のネットワークの構築等に取り組みます。

■ 重層事業の取組(エピソード)

【家が物であふれている高齢者への多機関協働による支援】

自宅（集合住宅）に物があふれ、衛生的な生活ができなくなった方がいました。担当ケアマネジャーは、ご本人が支援を拒む傾向にあることや、近隣住民から苦情が寄せられるなど、対応に苦慮していました。

生活状況を改善するため、多機関協働による支援を実施することを決定し、支援関係機関だけでなく、家族、住宅管理者、自治会長からも情報収集を行い、支援会議を実施。ご本人の体調が悪化したことにより、緊急性が高まり、ご本人やその家族と話ができる関係を築くことができました。対応すべき課題の優先順位を明らかにし、一つひとつ対応する過程で、自宅の清掃やごみの搬出について、自治会長の協力も得られたこともあり、生活環境を改善することができました。その後の伴走支援も継続して実施しています。

異なる分野の支援者や近隣の市民が協働することで、生活環境の改善につなげることができた事例の一つです。

【地域の竹細工サロンによる地域の困りごとの支援】

市民相談において、「隣地の竹が敷地内に倒れてきて危険だ。所有者は伐採することができないらしい」といった相談がありました。相談者、土地所有者ともに高齢であり、対応できずにいました。そんなとき、「まざって長久手フェスタ」で知り合った人同士が竹細工サロンを立ち上げたことを知り、地域共生担当が相談してみると、切った竹の一部をもらうことを条件に伐採していただけることとなりました。当日、サロンの人や関係者が協力し、敷地の境界間際の竹を伐採することができました。

相談者も「助かった。地域に助けてくれる人がいてうれしい。」と言い、関わった人は「人の役に立てて、また竹ももらえてよかった。」と言っていました。困りごとを抱える人と地域の担い手となる人をコーディネートすることで、関わった人の心が温まる経験ができました。

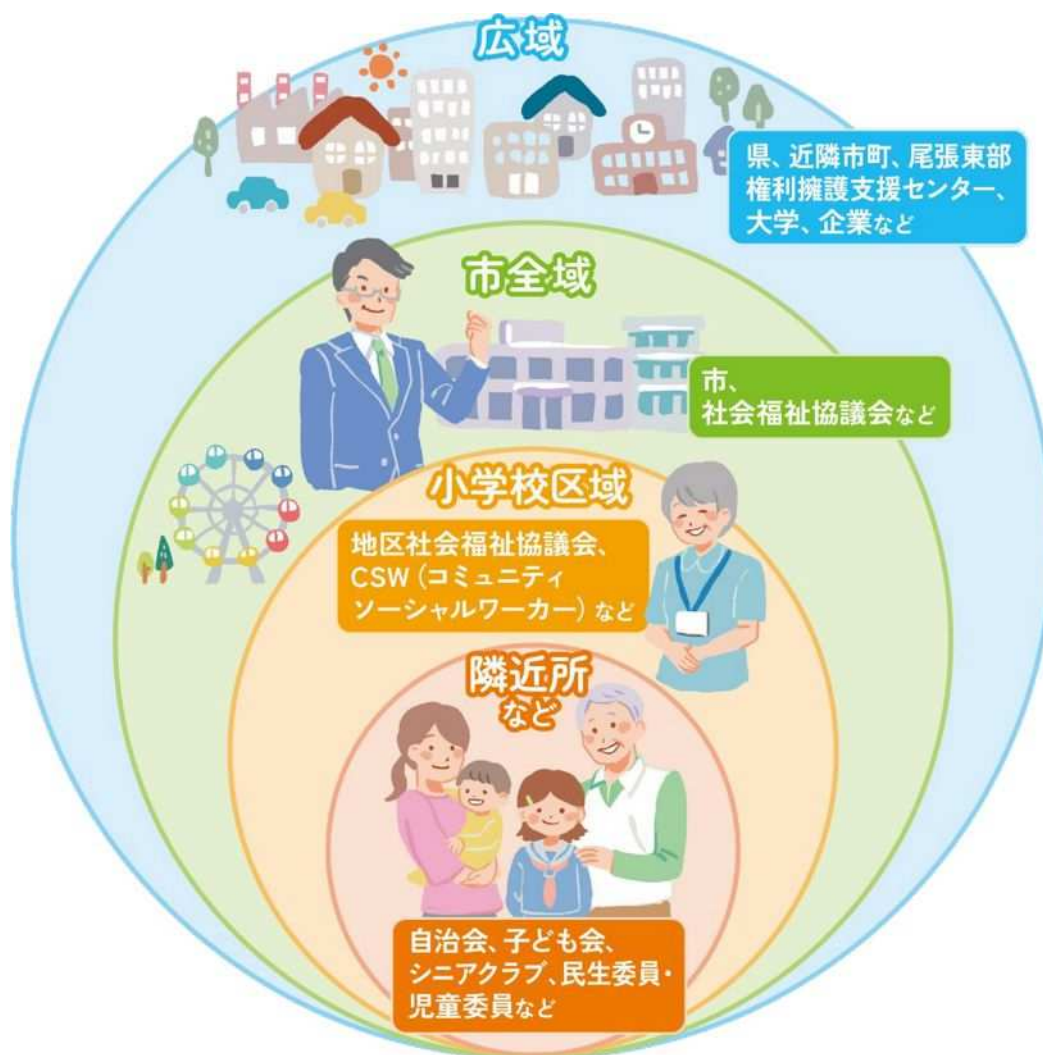
重層的支援体制整備事業実施計画は、市ホームページでご覧いただけます。

以下のURLまたは右の二次元コードから参照してください。

URL <https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/tiikikyouseisuisinnka/chiikikyouseisyakai/21322.html>



4 「地域」とは



「地域」は対象の課題に応じて大小様々な範囲で捉えることができ、その範囲に対して効果的な役割を発揮することができる存在を例示しています。市民はもちろん、「関係人口」といわれる本市に関わりを持つ人も、それぞれの地域の中で地域福祉を自分ごととして捉え当事者として役割を発揮することが重要です。

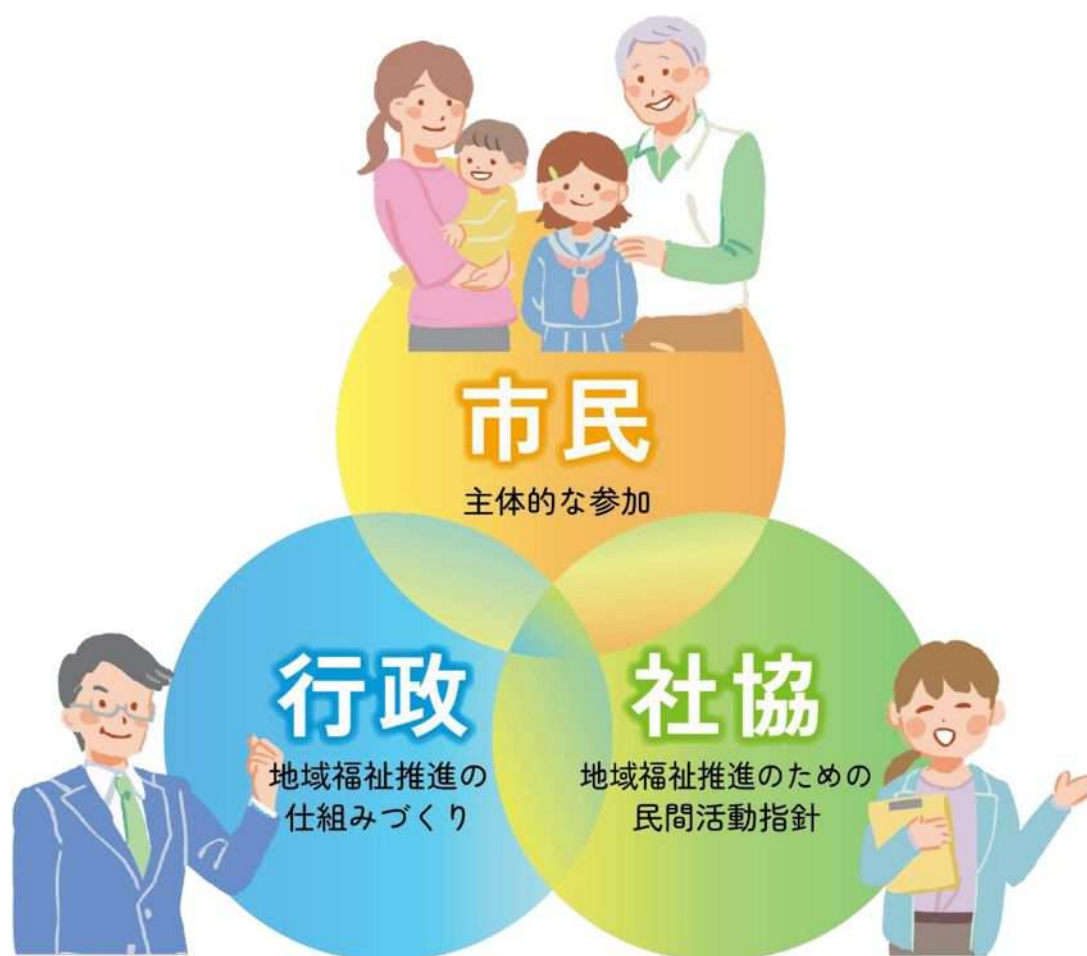
隣近所では日常的な見守りや交流、小学校区域では区域の特性に応じたコミュニティでの助け合いや相談、市全域や広域では行政などによる事業や制度などを展開していくことで、地域福祉を効果的に推進します。

5 市民・社会福祉協議会・行政の役割

地域福祉を推進するにあたっては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする人も含め地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

市民が主体的に参加できるよう、行政はその仕組みづくりを担い、社会福祉協議会は民間の活動指針として示す具体的な施策により、地域福祉の推進を図ります。

市民、社会福祉協議会、行政はそれぞれに役割を発揮するだけでなく、連携し相互に作用する関係性にあるという視点で計画を展開していきます。



地域ではどんなことが起きているんだろう？

「地域福祉について考える」「地域福祉を推進する」というのは、生活している中で常日頃意識をしているものではなく、イメージしづらいかもしれません。しかし、日常の中のあらゆる場面に地域福祉は存在し、目を向けてみると実は身近なことに結びついています。

本市では、地域福祉を身の回りにあることとして意識しやすいよう、市職員、社協職員により地域の現場でインタビューを実施しました。地域で実際に起きていることを地域福祉の一例としてご紹介します。



基本目標 1 気づく

行動目標

- (1) お互いに気かけあう気持ちを持つ
- (2) 声をかけあおう

自分が住んでいる地域に関心を持ち、日頃から声をかけあうことで、お互いの顔がみえる関係性を築いていくことが重要です。近所の方を「気にかける」こと、声をかけて困りごとや悩みごとを発見したら、適切な機関につなぐこと、できることをやるという気持ちを育むことで、お互いに気づく地域をつくります。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

【気づいた人が気づいた時に気づいたことを】



誰でも気軽に立ち寄ることができる地域共生ステーション。ここでは個性豊かなスタッフが大事な“味”になっています。

ふらっと休みに、友人と待ち合わせの場所に、宿題や読書をしに、いろんな人が訪れ、スタッフのAさんとおしゃべりをします。ちょっとした相談をされることも。Aさんは一緒に悩みます。ほかの利用者を巻き込んで一緒に考えてみたりもします。朝ごはんを食べていない子が多いと感じたAさんは、おにぎりをふるまったこともあります。

地域共生ステーションの掲示板や受付エリアの様子からは、地域の交流や助け合いを感じます。

「私は地域のおせっかいさんなんです。母親目線です。とにかくここを知ってもらいたい。」笑顔で答えるAさんの魅力は、アンテナの高さと楽しそうな姿からくる親しみやすさなのかもしれません。

地域共生ステーションは、気軽に来られる場だからこそ見られる地域の人の姿、持ち込まれる小さな地域のサインに、スタッフが気づき、あるいは地域の人たちが気づき合う現場です。

市民の役割

- ・「おはよう」や「こんにちは」など、周りの人とあいさつしよう
- ・集まりにいつもいる人が来ない、郵便物がたまっているなど、いつもと様子が違うと感じた場合に声をかけたり、適切な機関につなげよう
- ・地域の中で活動している人と話し、その地域の課題などを共有しよう
- ・地域の気になる人に定期的に声をかけてみよう
- ・困りごとや悩みごとを発見したら適切な機関につなごう
- ・困りごとや悩みごとがあるときは、できるかぎり周りに頼ってみよう

社協の役割

- ・地域の中で困っている人に気づき、お手伝いできる人を増やします
- ・福祉について関心を持ってもらう機会をつくれます
- ・変化を感じ取ったときに、声をかけたり、支援先を案内したりすることができる「おせっかいさん」を地域に増やします
- ・お互いに気にかけてあう気持ちを育めるよう、ボランティア活動を推進します

行政の役割

- ・地域の困りごとに気づいてもらえるような仕組みづくりを行います
- ・生きづらさを抱えながらも、支援につながっていない人との関係性を築くため、アウトリーチを強化します

【関連する主な事業】

認知症サポーター養成講座、地域共生ステーション、まちの保健師など

基本目標2 つながる

行動目標

- (3)「楽しい」でつながろう
- (4)身近なつながりを意識しよう
- (5)頼れる先をつくっておこう

地域では日々様々な活動や取組が行われています。新しく「こんなことをしたい」の声を応援し、多様な形で活動する人とつながることで、身体的にも肉体的にも社会的にも充足した楽しい生活が送れるまちを目指します。また、困りごとがあるときや災害時に備え、身近な地域や関係する市民・団体などと顔が見える関係を築きます。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

【通いの場が生む地域のつながり】



「赤ちゃんからお年寄りまでみんながお互いに知り合っている姿が理想の地域」と語るBさんは週に二度、高齢者の通いの場（サロン）を開催しています。

ここでは食事やコーヒーが楽しめ、専門職が健康相談にも応じます。Bさんは常に、誰かの役に立てることはないかという目線でいます。そんなBさんがサロンで昼食を作っていると、利用する人もお互いにコミュニケーションをとりながら、できる範囲でお手伝いをしています。料理が出来上がると女性の利用者は談笑しながら食事を楽しみ、男性の利用者は囲碁に夢中になりながら食事をし、それぞれの居心地の良いつながり方で楽しんでいます。

高齢者の通いの場とは言いつつもBさんは「誰でもここへ来ていいし好きな形で居ていい。」と言います。小さな子どもを連れた人、心に悩みを抱える人もここへ来て、Bさんやほかの利用者と空間、時間を共有します。常連さんの姿を見かけなければ、本人や知り合いであろう人へ連絡してみます。Bさんは誰もほっとけません。誰かとつながっている光景を暖かく見守るBさんの目が印象的です。

市民の役割

- ・共生ステーションや集会所などを積極的に利用しよう
- ・様々な活動に参加し、様々な人と知り合おう
- ・情報を共有する仲間を増やそう
- ・行事や集まりに友達を誘って参加し、他の人たちと知り合おう
- ・誰でも気軽に参加できる行事や企画をみんなで一緒に開催しよう
- ・講演会や講座などに参加し知識を身に付けよう
- ・身近に相談できる人をつくり、困ったことがあれば相談しよう
- ・互いにできることを共有しよう
- ・様々な団体や個人との連携ができるように日頃から関係をつくっていこう

社協の役割

- ・人と人とのつながりの橋渡しを行います
- ・支援を必要としている人や困りごとのある人が必要な支援につながるよう
にします
- ・つながりの場づくりを支援します
- ・地域のことを情報発信していきます

行政の役割

- ・あいさつ活動や集いの活動、趣味の場など、楽しく人と人がつながり、知り
合えるようなまちをつくります
- ・身近な地域で相談ごとを受け止め、専門的な相談ごとは地域から専門機関へ
しっかりつなぐことができるよう、連携できる体制を整えます
- ・様々な団体などお互いの活動や課題を知り合い、問題解決に向けて協力し
あえるネットワークづくりを促進します
- ・生きづらさを感じる人や社会とつながる場を求めている人のために、誰もが集
える場づくりに取り組みます
- ・多様な分野、世代の方が地域に関心を持ち、共に暮らしていけるよう、地域福
祉とまちづくりを重ね合わせていきます

【関連する主な事業】

ながくて・学び・アイ講座、みんコラ(みんなでコラボレーション)、居場所支援
事業、多機関協働事業など

基本目標3 届ける

行動目標

- (6) 困っている人のために、なにができるか考えよう
- (7) オール長久手で安心を届けよう
- (8) 高齢者・障がい者の権利を守ろう (長久手市権利擁護支援計画)

※計画詳細はP.56をご覧ください。

複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯が増加しています。「生きづらさ」を抱える人や地域の困りごとに対して、みんなで協力し、連携できる体制と仕組みを構築することが必要です。また、自分で判断することに不安がある人も住み続けられるよう権利擁護の制度を周知し、支援していきます。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

【地域の声からボランティアによる移動支援の取組開始へ】



東小学校区に住む方たちから「近くにスーパーやドラッグストア、病院がないので、車が運転できないと不便」、「コミュニティバスの本数が少ない」、「バスの乗り継ぎがスムーズにいかず、1時間以上待たないといけない」という困りごとが地区社会福祉協議会に寄せられました。

移動支援のための車両の試験運行会を行い、まずは長久手ニュータウン（岩作三ヶ峯）に絞って住民主体の助け合いによる仕組みづくりを目指すことに。民生委員や地区社協メンバー、ボランティアドライバー、ニュータウン住民、市役所、社会福祉協議会、CSWで定期的な話し合いを重ね、試験運行の内容が決定しました。その後もみんなで話し合い、ルートや時刻の見直しも行っています。

地域の困りごとに対し、同じ地域の住民さんによるお手伝いの輪が広がり始めました。

「便利になってよかった」、「今までよりも早く家に帰れるようになった」、
「車内で、他の同乗者や運転ボランティアさんとの会話が生まれ、それも楽しい」
「車内での皆さんの会話を聞きながら楽しく運転させていただいています」

こんな嬉しいコメントが寄せられています。

市民の役割

- ・困ったときに利用できる機関、支援、制度について知識を持ち、必要に応じて案内したり、利用しよう
- ・地域でどんな人が困っていたり、助けが必要なのか、みんなで集まり話し合おう
- ・困ったときは、ひとりで悩まず、様々な機関を利用しよう
- ・行事や集まりに友達を誘って参加し、他の人たちと知り合おう
- ・困った人がいたら手を差し伸べよう

社協の役割

- ・地域活動に参加する機会をつくれます
- ・困り事のある人に必要な支援を届けます
- ・自分で判断することに不安がある高齢者や障がい者の福祉サービス利用・金銭管理の支援をします

行政の役割

- ・複雑化・複合化した課題に対し、市民、ボランティア、専門職、行政で連携を図り、協働しながら、包括的な支援を届ける体制を構築します
- ・住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるために、必要な支援が届く仕組みを築きます
- ・成年後見制度など権利擁護に関わる制度や事業の更なる利用促進に向けて、啓発活動を推進します

【関連する主な事業】

地域包括支援センター、こどもの発達相談室、福祉有償運送など

基本目標4 支え合う

行動目標

(9)「困った」と言える関係をつくろう

(10) お互いさまの気持ちを持とう

日頃から「困ってる」「助けて」が気軽に言える人づくり、関係づくりを進めます。また、助ける人（支え手）、助けられる人（受け手）という関係性でなく、お互いさまの文化が循環する、安心して生活することができる地域づくりを進めます。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

【「受け手」としても「支え手」としても活動しています
（支援を受けながら、地域での役割を見出した）】



ひきこもりがちであったり、人との交流に苦手意識があったものの、N-ジョイのイベントに参加し、それがきっかけとなりボランティア活動に参加するようになった方をご紹介します。

①知的障がいのあるCさん

市内の障がい者サロンに参加していたCさん。障がい者相談支援センターの相談員やCSWからN-ジョイを紹介され、継続的に利用するようになりました。毎週来られて、皆とおしゃべりができるし、新しい知り合いもできる。同級生との再会もできた楽しいところだと思いながらN-ジョイを利用していたある日、CSWから「お手伝いをしてもらえないか」と声をかけられました。できるかなと思いながら、チラシ配布の準備や食品の仕分けのボランティアを始めました。ボランティアを始めて、他にも自分にできることがあるという自信がついたと笑顔で答えてくれました。

②コミュニケーションに不安のあるDさん

学校の夏休み。母親と長久手温泉ござらっせの帰りに、休憩を兼ねて初めてN-ジョイに立ち寄ったDさん。いろいろ自分についての話を聞かれることが苦手だったので、最初は警戒して参加。でも、スタッフの人が距離感を保ってくれたことから、安心して通うことができました。N-ジョイに通い出して1年後、CSWから「不登校の子のゲーム相手を探しているんだけど、やってもらえない？」と声をかけられました。ゲームの相手ならば、あまり話をする必要もなく行えると思い引き受けました。今日は上手く対応できたかと毎回心配でしたが、関わっている子のお父さんが「今日は息子の笑顔が見られたので良かった」など感想を話してくれたので、続けることができたそうです。

「今はボランティアを休止していますが、これからも困っている人の手助けができたらと思っています」と少しはにかんだ笑顔で爽やかに答えてくれました。

市民の役割

- ・ 隣近所の人と普段からつきあい、「困ったときはお互いさま」と気軽に助け合える関係をつくろう
- ・ 地域の助けが必要な人を支援する事業に登録しよう
- ・ 困ったときには、「困っている」などと自ら助けを求められるようにしよう
- ・ 避難訓練や防災訓練に参加してみよう

社協の役割

- ・ お互いさまの気持ちを醸成し、支え合いの活動につなげます
- ・ 障がい・高齢・地域のことなど、どんな困りごとでも受け止めます

行政の役割

- ・ 気軽に周りの人へ相談できるようなまちをつくれます
- ・ 災害時の備えや日常的な見守りのため、身近な地域での支え合いの取り組みを進めます
- ・ 民生委員・児童委員やまちづくり組織など地域で活動する人と協働する経験を重ね、地域のことを話し合うことができる関係を築きます

【関連する主な事業】

ワンコインサービス事業、ながくてファミリー・サポート事業、避難行動要支援者支援事業など

基本目標5 役割と居場所がある

行動目標

- (11) 一人ひとりの価値観を認めあおう
- (12) 役割と居場所を大切にしよう
- (13) 若いまちらしさを発揮しよう
- (14) 誰も孤立しないまちにしよう（長久手市再犯防止推進計画）

※計画詳細はP.67をご覧ください。

様々な人が暮らす地域で支え合いの意識を育み、多様な価値観が尊重され、誰もが役割を持ち、生きがいを感じられる居場所づくりを進めます。また、若い世代が地域活動に気軽に参加できるよう、魅力発信に努めます。さらに、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人を含め、すべての人が安心して暮らすことができ、誰も孤立しない地域を目指します。

地域ではどんなことが起きているんだろう？

【地域でつくる子どもの居場所】



Eさんは、地域の集会所を活用して、放課後の小学生の居場所をつくる活動をしています。毎週平日に2回実施し、Eさんをはじめ地域の人や大学生がボランティアスタッフとして子どもを見守り、話し相手や遊び相手になります。ときには子どもを預けた保護者がボランティアスタッフとして子どもたちの相手をします。子どもに放課後どう過ごしてもらおうか悩んでいる保護者の声に応えたいとの思いが活動のきっかけです。

ここでは子どもたちは学校や塾のようなカリキュラムは与えられず、年齢の違うほかの子どもやボランティアスタッフと自由な発想で過ごす中で、社会性を育んでいくのです。初めて来る子どもや外国語を話す子どもにもお構いなしに接する子どもたちのたくましさにより、日々Eさんは感心しています。

ボランティアスタッフは子どもの様子や感じたことを記録として残して情報を共有し、子どもたちに気になる変化があれば保護者へそれとなく伝えてみます。悩み相談にももちろん応じています。保護者にとっては、送迎時にほかの保護者とのコミュニケーションの場にもなっています。

子どもの居場所づくりをきっかけに、地域の人に役割が生まれています。

市民の役割

- ・地域の活動に若い人を巻き込もう
- ・子どもの頃から地域の行事に参加し、地域への関心、愛着を育もう
- ・自分とは違う感じ方、特性がある人がいることを理解しよう
- ・福祉や地域に関する講演会や勉強会に参加しよう
- ・参加して学んだことを他の人にも伝えよう
- ・地域の施設などに見学や体験に行って、現場を体感しよう
- ・自分の得意分野を地域の中で活用してみよう
- ・ボランティアに参加したり、地域の中の役割を担ってみよう

社協の役割

- ・地域に出向き、地域の担い手となるようなキーパーソンを探し出し、ともに課題を解決していくことができる地域を目指します
- ・病気や障がい、離職などの影響で困窮している世帯が経済的に孤立しないための支援を行います
- ・社会参加が難しい人たちの支援を行います

行政の役割

- ・福祉や地域のことを知ること、学ぶこと、理解することで、地域での支え合い、助け合いの意識を育む機会をつくれます
- ・子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通して、福祉や地域への理解を深める機会をつくれます
- ・役割や居場所などを通して、一人ひとりが生きがいを感じる地域づくりを推進します
- ・人材の育成を推進し、多種多様な人が意識や知識を高めていけるような機会をつくれます
- ・犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰へ向けて、理解促進や支援強化など、地域に受け入れていく土台を築きます

【関連する主な事業】

地域いきいきライフ推進事業、大学生の社会貢献活動を支援する取組、インクルーシブ教育システムの構築など

権利擁護支援計画

(1) 計画策定の趣旨

本市は、高齢化率が17.2%（2020（令和2）年10月1日時点）と全国的にも低いまちではありますが、高齢者、障がい者等の数は年々増加しています。判断能力が不十分な人を適切な支援につなげるため、尾張東部圏域5市1町が共同設置する尾張東部権利擁護支援センター（以下「権利擁護支援センター」という。）が中核となり、地域連携ネットワークによる権利擁護支援策を推進してきました。

成年後見制度の利用を含む権利擁護支援に関する相談は、大幅に増加していることに加え、そのニーズは、多様化・複雑化しています。支援が必要な人が、尊厳のある本人らしい生活が続けられるよう地域全体で支える体制を一層強化していかなければなりません。

これらを踏まえ、多機関が協働し包括的・重層的に施策を推進するため、長久手市権利擁護支援計画を地域福祉計画に位置づけ、施策をさらに推進し地域共生社会の実現を目指します。

「長久手市権利擁護支援計画」は、成年後見制度の利用に関する法律第14条第1項の規定に基づき策定し、「長久手市地域福祉計画」と一体的に策定し、福祉分野の各計画との整合を図るものとします。

コラム 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援し、安心して暮らすための制度です。

判断能力の程度により3つの類型があります（後見・保佐・補助）。

コラム 権利擁護支援とは

「本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動」と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に定義されています。

(2)他計画との関係

長久手市権利擁護支援計画は、国の成年後見制度の利用促進に関する法律や方針を踏まえて策定するとともに、権利擁護支援センターにおいて策定した「第二期尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」との整合性を図ります。

また、本市の最上位計画である「第6次長久手市総合計画」の部門別計画とし、「長久手市第4次障がい者基本計画」等の計画との整合性を図ります。

なお、この計画は、権利擁護に関する基本的施策をまとめたものです。

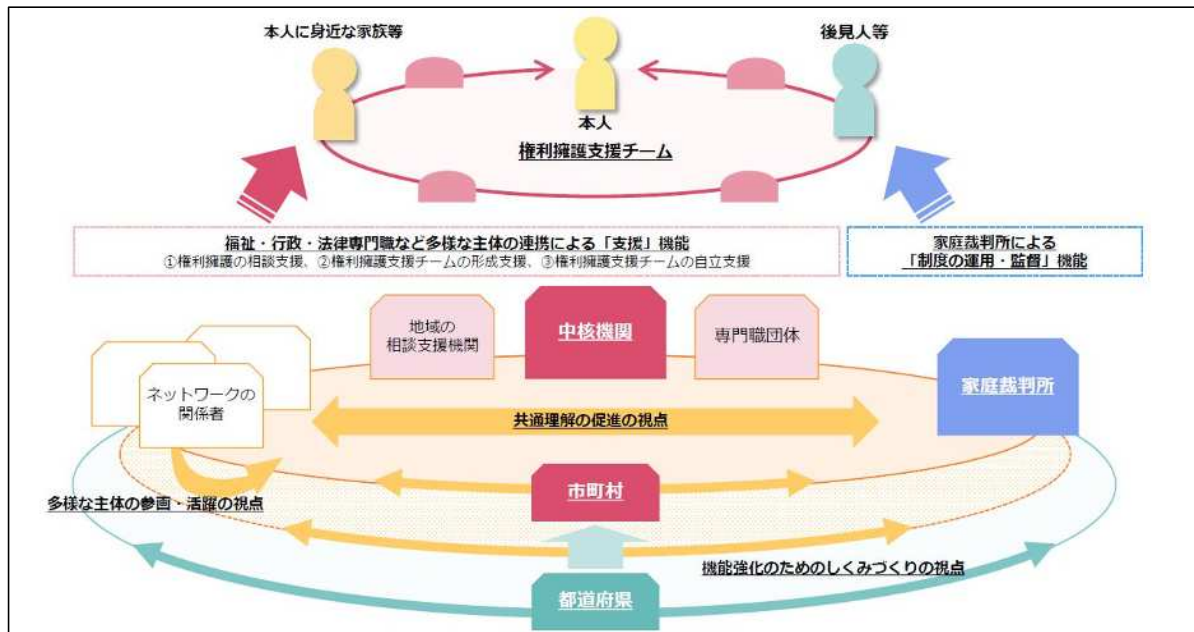
(3)国等の動向

年 度	内 容	実施主体
2016年4月	成年後見制度利用促進法 公布	国
2016年5月	成年後見制度利用促進法 施行	国
2017年3月	成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定	国
2019年3月	尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定	尾張東部権利擁護 支援センター ※広域計画は6市町 の行政と策定
2022年3月	第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定	国
2023年3月	第二期尾張東部圏域成年後見制度利用促進計 画策定	尾張東部権利擁護 支援センター ※同上

(4)地域連携ネットワーク

中核機関である権利擁護支援センターや福祉の関係者が協力して個別のチームを支援する「協議会」に、家庭裁判所や司法・社会福祉士会などの専門職団体を含めたネットワークで、権利擁護支援の必要な人を発見し、早期に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省

コラム 地域連携ネットワークの機能とは

権利擁護における地域連携ネットワークは、①広報、②相談、③制度利用促進（成年後見人等候補者とのマッチング、市民後見人や法人後見等、担い手の育成や活動の支援）、④後見人支援の役割を担います。また、専門的助言なども行います。

中核機関は、ネットワークの中で、相談対応を行うとともに、適切な支援や関係者の全体コーディネートを行います。

(5) 権利擁護支援の現状

1 対象者数

対象者は、2020（令和2）年と比較し、およそ1.12倍となっています。

■ 成年後見制度対象者数 ※各年4月1日現在

単位：（人）

	2020年	2023年
知的障がい者	250	320
精神障がい者	405	513
認知症高齢者（推計）	1,814	1,922
合 計	2,469	2,755

資料：福祉課・長寿課

2 相談件数

尾張東部権利擁護支援センターに設置する相談窓口における2022（令和4）年度中の相談件数は、2020（令和2）年度と比較すると、1.29倍と大きく増加しています。

■ 相談件数

単位：（人）

	2020年度	2021年度	2022年度
相談件数	661	632	855
実人数	58	55	39

資料：尾張東部権利擁護支援センター

3 制度の利用状況

本市の利用者は、後見類型が67.3%と最多ですが、保佐類型が全国平均の20.0%（2022（令和4）年12月時点）より、6.5ポイント高くなっています。

■ 成年後見制度類型別利用者数 ※各年12月31日現在

単位：（人）

	2020年	2022年
成年後見	36	33
保佐	10	13
補助	0	3
任意後見	0	0
合 計	46	49

資料：名古屋家庭裁判所

■ 日常生活自立支援事業利用者数 ※各年3月31日現在

単位：（人）

2020年度	2022年度
17	13

資料：長久手市社会福祉協議会

(6)地域福祉に関する市民意識調査結果

成年後見制度について、名前や制度の内容を知っている、聞いたことがある人は、77.9%となり、前回調査と比較して14.2ポイント高く、認知度は向上していることが分かります。

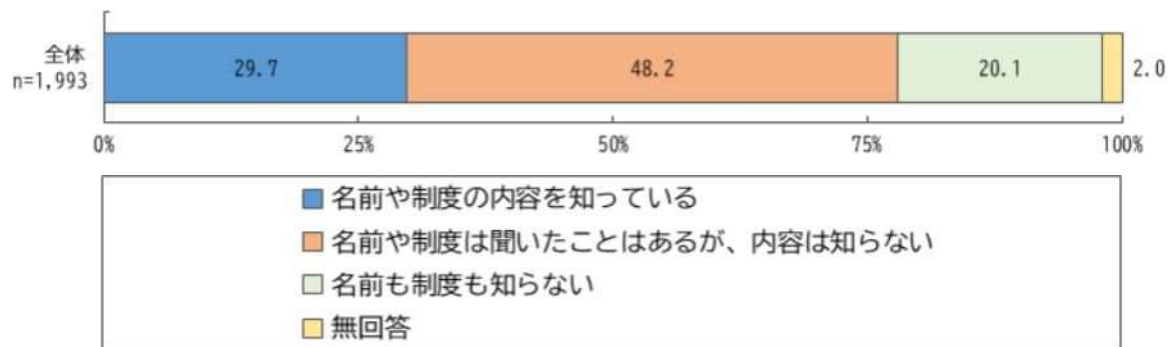
一方で、制度の内容を知っている人で半数近くの人が、利用に関し前向きではなく、その理由は、制度運用上の後見人等の選任やメディア等で耳にする後見人等と家族のトラブル等への不安、後見報酬への金銭的な不安がおおよそ半数と、大きいことが分かります。

また、今後、地域における権利擁護支援の重要な担い手となり得る市民後見人について、興味関心がある人は全体の5.9%と、低い状況にあります。

問 28 あなたは、成年後見制度についてどの程度知っていますか。

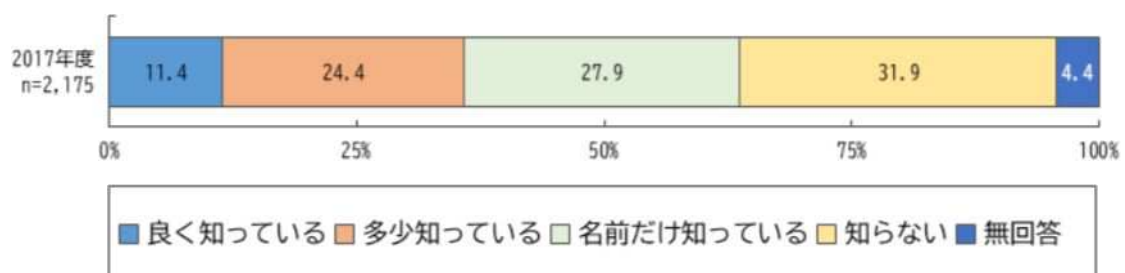
「名前や制度の内容を知っている」(29.7%)、「名前や制度は聞いたことはあるが、内容は知らない」(48.2%)、「名前も制度も知らない」(20.1%)となっています。

■ 成年後見制度についてどの程度知っているか



前回調査比較(参考)

■ 成年後見制度についての認知度 (経年比較)

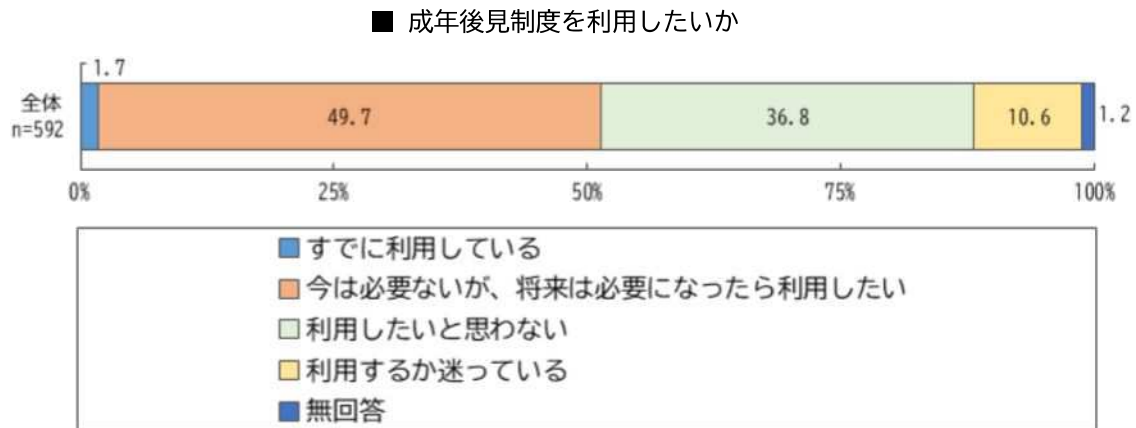


資料：2017 年度調査

問 28-1 問 28 で『名前や制度の内容を知っている』と回答した方にお聞きます。

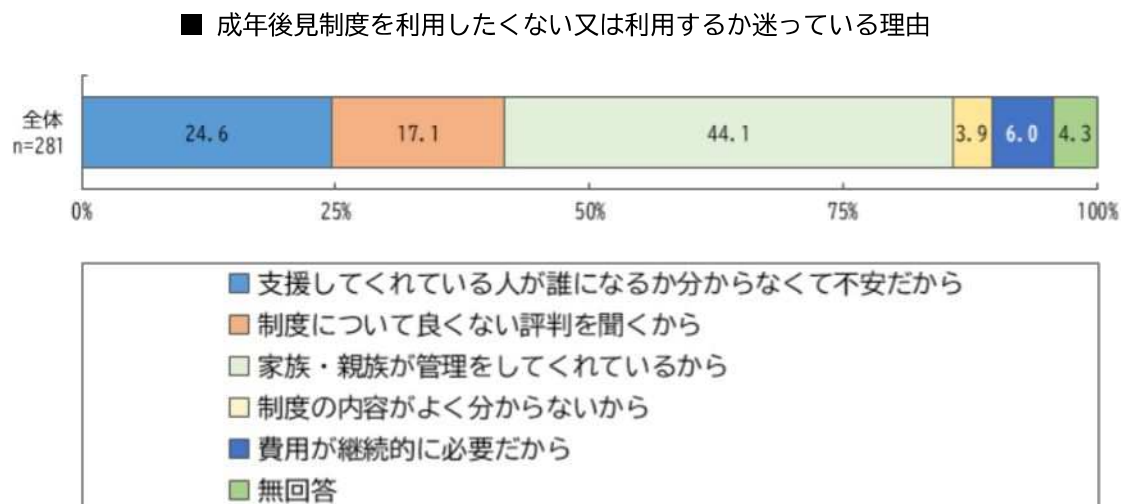
あなたは、成年後見制度を利用したいと思いますか。

「今は必要ないが、将来は必要になったら利用したい」(49.7%) が最も高く、次いで「利用したいと思わない」(36.8%) となっています。



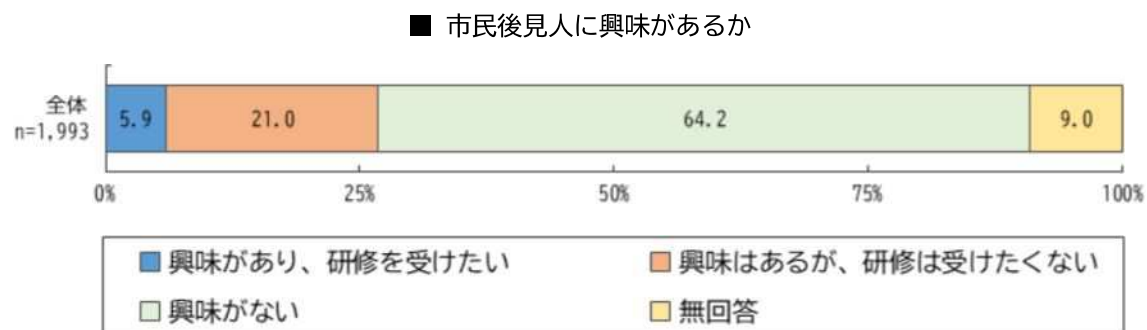
問 28-2 問 28-1 で「利用したいと思わない」「利用するか迷っている」と回答した方にお聞きます。あなたが、成年後見制度を利用したくない又は利用するか迷っている理由を教えてください。

「家族・親族が管理をしてくれているから」(44.1%) が最も高く、次いで「支援してくれている人が誰になるか分からなくて不安だから」(24.6%)、「制度について良くない評判を聞くから」(17.1%) となっています。



問 29 研修を受けた市民が後見人になれる場合があります。あなたは、市民後見人について興味がありますか。

「興味がない」(64.2%)が最も高く、次いで「興味はあるが、研修は受けたくない」(21.0%)となっています。



(7) 権利擁護支援に係る本市の課題

① 適切な成年後見制度利用に向けたさらなる周知・広報

2022（令和4）年度の意識調査結果を2017（平成29）年度調査結果と比較すると、「名前や制度の内容を知っている」と回答した人の割合が増加しています。また、「名前や制度の内容を知っている」と回答した人のうち半数以上は「すでに利用している」もしくは「将来は必要になったら利用したい」と回答していることから、成年後見制度の認知や理解は進んでいます。

一方で、制度に対する不安や良くない評判を聞くなどの理由により「利用したくない」「利用するか迷っている」と回答した人47.5%いました。

制度について適切な理解を促すためさらなる周知・広報を行っていく必要があります。

② 担い手の育成・支援

今後、権利擁護支援が必要な人が増えていくことが見込まれることを踏まえ、担い手となる人を育成、支援することが急務です。市民後見人は、地域の人が身近な立場で担い手として後見人等となり、地域で支えていこうとする取組です。しかし、本市の市民後見人養成研修の参加者や研修修了生は多くはないため、今後一層の周知、啓発やバックアップ体制を構築していく必要があります。

③ 地域連携ネットワークのさらなる推進

認知症高齢者、障がい等によって判断能力が不十分な人は、その人らしい日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら支援を求めることが困難な場合があります。自ら声をあげることが難しい人等に対して、周りの人が気づき、適切に権利擁護支援につなげていく必要があります。その際には、本人の意思を尊重した、意思決定支援の推進が重要です。

尾張東部権利擁護支援センター（通称：あすライツ）が中核となり、介護、障がい福祉、医療等の権利擁護支援に関わる人の知識・理解向上を図ることと合わせて、連携体制をより一層強化する必要があります。

(8)施策

①制度の周知・啓発、担い手の養成

事業名	事業内容	関係課
制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、権利擁護に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。	福祉課 長寿課
制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの研修を開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を実施します。	権利擁護支援センター
制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や事業所を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会を開催します。	権利擁護支援センター
相談会の実施	成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的 to 実施します。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター
虐待対応に関する知識や技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すため、ケースの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会を開催します。	権利擁護支援センター
市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を同じ住民という立場から支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人を養成します。	権利擁護支援センター 福祉課 長寿課
法人後見の推進	法人事業として、市内にある法人が成年後見制度の受任を実施できるように継続的な案内と支援を行います。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター
意思決定の支援	事業所や相談支援専門員などが本人の意思をくみ取り、本人の意思に基づいた支援を行えるようにするための研修を行います。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター 基幹相談支援センター

②困りごとの発見・受け止める体制づくり

事業名	事業内容	関係課
消費生活相談の周知と対応	消費生活相談の窓口について周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につながります。	地域共生推進課
相談対応	親族や福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、必要な場合には、権利擁護支援センターへつながります。	福祉課 長寿課
虐待発見時における支援体制の構築	虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備など一連の支援をできるように支援体制を構築します。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター
市町村長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。	福祉課 長寿課
成年後見制度利用支援事業	本人等の財産の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。	福祉課 長寿課
法人後見等受任	虐待等緊急を要するケースや複合的な権利侵害があり、高度な支援が必要な場合は、総合的な支援が行えるよう権利擁護支援センターなどが後見人等となり、後見業務を行います。	権利擁護支援センター
日常生活自立支援事業の実施	福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会
個別支援の仕組みづくり	後見等開始後も関係者が話し合って日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みを構築します。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター
身寄りのない人の支援	今後増加するであろう身寄りのない人への支援について研究プロジェクトを立ち上げ、ニーズの把握及び試行的な地域連携ネットワークづくりに着手します。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター

③地域連携ネットワークの推進

事業名	事業内容	関係課
権利擁護の主導的連携	権利擁護支援の観点から、障がい者自立支援協議会、地域包括ケア会議に参加し、連携を図ります。	福祉課 長寿課
権利擁護支援の仕組みの構築・推進	虐待案件等の権利擁護支援については、権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等と連携して対応します。また、必要時には、専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課 長寿課
広域的な地域連携ネットワークの充実	尾張東部の5市1町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター
中核機関の適切な事業運営及び機能強化	中核機関として適切に運営できるよう、職員の体制を充実し、専門的機能の向上・安定的な運営に努めます。また、中核機関の機能強化に努めます。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター

再犯防止推進計画

(1)計画策定の趣旨

わが国では、犯罪の発生件数は大きく減少している一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が年々上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

また、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。

このような状況から、2016（平成28）年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第4条第2項により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

本市では、「再犯防止推進法」や国の再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、すべての地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、「地域福祉計画」において再犯防止推進施策の方向性を示します。

(2)計画の位置づけ

本計画内「基本目標5 役割と居場所がある」の「(14) 誰も孤立しないまちにしよう」の部分は、「再犯防止推進法」第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」に位置づけます。

(3)国等の動向

年 度	内 容	実施主体
2016（平成28）年12月	「再犯防止推進法」公布、施行	国
2017（平成29）年12月	「再犯防止推進計画」閣議決定	国

(4)現状と課題

2010(平成22)年から2020(令和2)年にかけての愛知県内の刑法犯認知件数をみると、減少傾向にあります。再犯者の割合は横ばい傾向となっています。

今後、刑法犯認知件数の更なる減少と、安全に安心して暮らせる地域の実現のためにも、再犯防止の取組を地域の関係者が連携しながら一層進めていくことが必要となっています。

■ 刑法犯認知件数の推移（愛知県）



資料：愛知県警 令和4年度 犯罪統計書

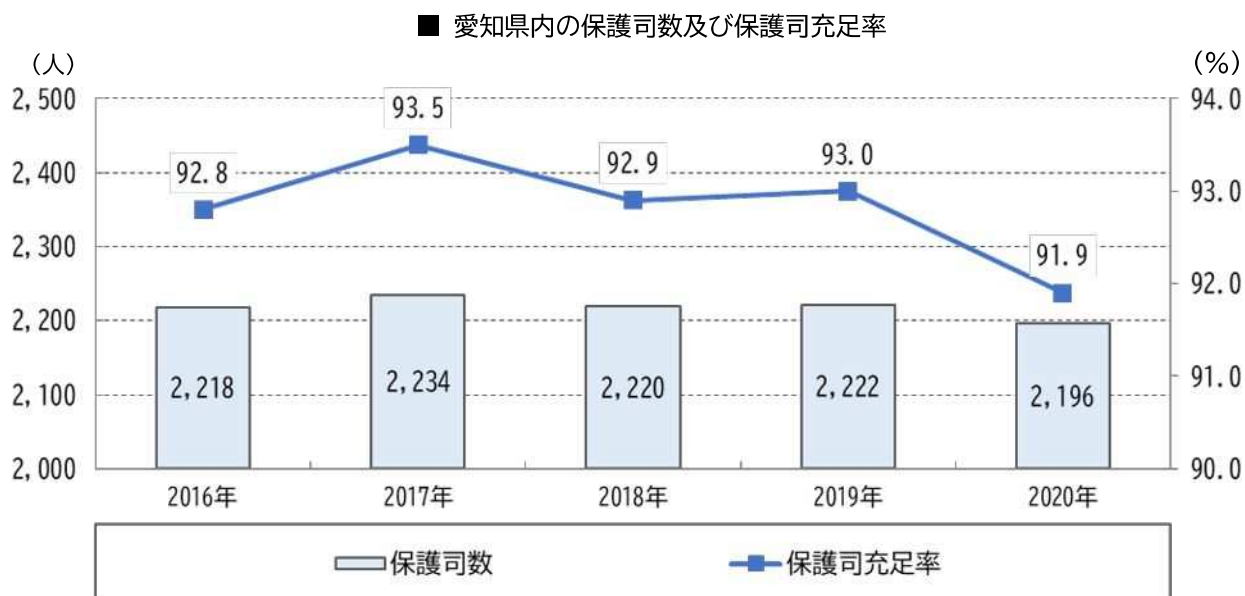
■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（愛知県）



資料：再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧 法務省

愛知県では、保護司の充足率が9割、協力雇用主数は1,000社を超えており、どちらも高い数値を保っているものの、保護司の高齢化やなり手不足、民間ボランティア数の減少等が民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たって課題となっています。

再犯防止の施策の推進には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会など、多くの民間ボランティアや、協力雇用主の協力が必要不可欠です。



資料：再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧 法務省

市民意識調査をみると、「社会を明るくする運動」についての認知度は「名前も運動も知らない」(66.4%)となっています。

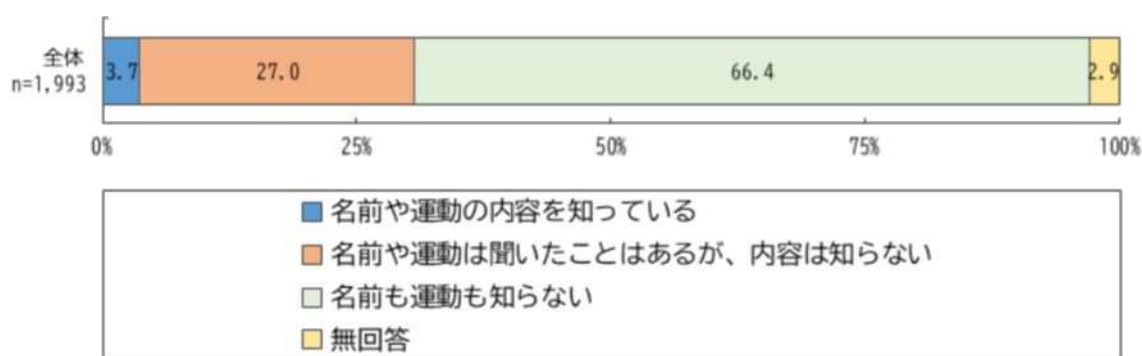
また、過去に罪を犯した人の立ち直りに協力したいかについてみると、「協力したい」と「どちらかといえば協力したい」をあわせた割合が 18.1%、「どちらかといえば協力したくない」と「協力したくない」をあわせた割合が 43.8%、「わからない」(35.3%)となっています。

社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に関する取組（保護司、協力雇用主等）について認知度を高めるための広報活動をはじめ、再犯防止について関心をもってもらうことで、地域全体で取り組むべきことであるという意識の醸成を図ります

問 30 あなたは、「社会を明るくする運動」についてどの程度知っていますか。

「名前や運動の内容を知っている」(3.7%)、「名前や運動は聞いたことはあるが、内容は知らない」(27.0%)、「名前も運動も知らない」(66.4%)となっています。

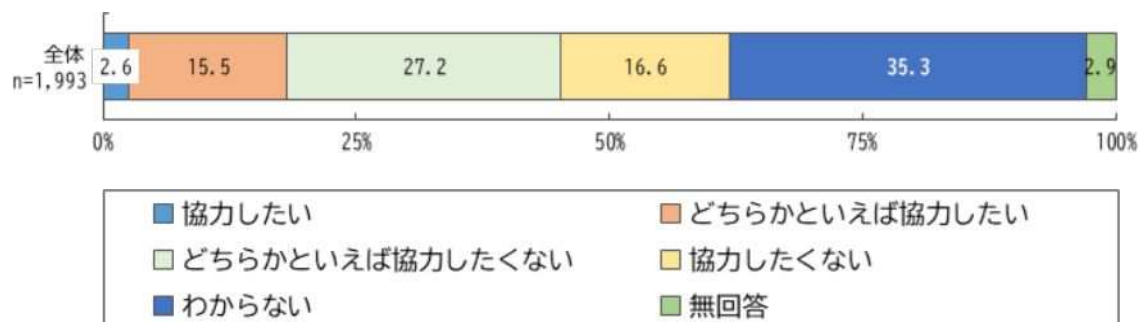
■ 「社会を明るくする運動」についての認知度



問 31 あなたは、過去に罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思いますか。

「協力したい」と「どちらかといえば協力したい」をあわせた割合が 18.1%、「どちらかといえば協力したくない」と「協力したくない」をあわせた割合が 43.8%となっています。一方で、「わからない」(35.3%)となっています。

■ 過去に罪を犯した人の立ち直りに協力したいか



(5)再犯防止に関する主な制度や取組

名称	主な活動
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。 保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。全国に約47,000人います。 長久手市では、愛知保護区保護司会会長久手部会として2023年11月時点で9人の保護司が活動しています。 長久手市は、保護司適任者の確保や、広報・啓発活動を推進し、愛知保護区保護司会会長久手部会の活動に助成支援をしています。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の予防のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。 全国で約20万人おり、その地域の実情に即した非行問題等の予防活動や、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。 長久手市では、2023年11月時点で18人が活動しています。 長久手市は、長久手市更生保護女性会の活動に助成支援をしています。
協力雇用主	犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用、または雇用しようとする事業者のことです。全国に約23,000社の協力雇用主がありますが、実際に犯罪や非行をした方を雇用している事業主は約1,500社にとどまっています。 長久手市では、2023年11月時点で3社の協力雇用主がいます。 ※法務省・厚生労働省「協力雇用主パンフレット」より引用
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。 運動の趣旨：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。 目的：①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること 7月を「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～強調月間」として運動を推進しています。 長久手市では、長久手市社会を明るくする運動推進委員会を設置し、“社会を明るくする運動”作文コンテストや、啓発活動を実施しています。 ※法務省HP「社会を明るくする運動」より抜粋

その他、犯罪や非行から立ち直ろうとする人が地域の中で安定した生活を送ることができるよう、名古屋地方検察庁や名古屋矯正管区といった刑事司法機関、中部地方更生保護委員会や名古屋保護観察所といった更生保護機関、愛知県就労支援事業者機構や愛知県地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携、協力を進めていきます。

6 地域福祉活動計画

(1) 地域福祉活動計画策定の背景及び趣旨

人口減少や少子高齢化の進展、気象災害の頻発、家族のきずなや近所とのつながりの希薄化、多様化する価値観や生活様式、働き方の広がりなどの影響により、社会経済情勢は大きく変化しています。地域福祉においても、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、自殺や孤立死、ひきこもりなどの社会的孤立、介護と子育てを同時に行うダブルケアや 8050 問題、虐待、ヤングケアラーなど、既存の制度だけでは十分な対応が行き届かない、複雑化・複合化した課題が生じています。

長久手市社会福祉協議会では、2014（平成 26）年 9 月に地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、長久手市と協働で「第 1 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」、2019（平成 31）年 3 月に「第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動に取り組んできました。

本市は全国的にも平均年齢が低く、人口増加が続いていますが、地域活動の担い手の不足・高齢化は進んでいます。いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025（令和 7）年以降、「高齢者の急増」・「現役世代の急減」に局面が変化すると予想され、地域の活力や地域福祉の持続可能性が脅かされています。さらに、地域での暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、困難を抱えていても誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

社会構造が変化する中で、支援を必要とする人や家庭、困りごとや悩みごとを抱えている人が増えており、より一層市民・団体・事業者・行政ともに助け合い、支え合い、課題を解決していくことが求められています。

このような状況を受け、2021（令和 3）年 4 月に地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備するための重層事業（任意事業）の創設などを示した改正社会福祉法が施行されました。

そこで「第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」が 2023（令和 5）年度をもって計画期間を終えることから 2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年間の計画期間とする「第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

(2) 長久手市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に組織された社会福祉法人＝民間の団体です。公共性や公益性の高い事業や活動を行っており、ルールに縛られず、社会や地域のニーズ（変化）に合わせた独自事業を展開しています。

社会福祉協議会での日々の業務＝社会貢献、地域貢献そのものです。

一人ひとりに役割と居場所がある、そんな長久手のまちづくりに取り組みたい、“生きがい”や“つながり”あふれる地域づくりを実現したい、困っている人を笑顔にしたい、そんな想いで活動を続けています。

福えもん【プロフィール】



生まれ 長久手市

とし 本人もわかっていない！

かゆいところに手が届くよう、刀の代わりに「まごの手」をさしている



視力 長久手市の隅々まで見渡せます！



仕事 長久手市の福祉の守り人

信念 親切・助け合い

身長 5尺5寸
(約165cm)

体重 甲冑を着ている
のでとても重い

(3) 地域福祉活動計画の策定にあたって

私たち社協職員一人ひとりが、ふだんのくらしのしあわせ（ふ・く・し）の実現を担う「ふくしのなんでも相談員（CSW）」であるという自覚と誇りを持ち、地域福祉活動に取り組んできました。

そして、今までの取組をより一層深め、地域の誰もが役割を持ち、支え合い、協力して地域共生社会の実現をめざすため、「第3次長久手市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は「気づき、つながり、届け、支え合う、共生のまち ながくて」を基本理念とし、市民・団体・事業者・行政が協働し、多様化するニーズや課題に対応していくための方針や役割等を示しています。また、本計画は長久手市が策定する「第3次長久手市地域福祉計画」と一体的に施策を展開するように策定しました。

(4) 長久手市社会福祉協議会として取り組みたいこと

社会情勢や地域の変化によって新たに生じた様々な困りごとの解決に向けて、今ある仕組みを十分に活用し、また必要に応じてつくり変え、必要なものがあれば新たに「創造」していきます。

■ 長久手市社会福祉協議会が実施する事業（取組）

目標	役割	目標を達成するために実施する事業(取組)
気づく	地域の中で困っている人に気づき、お手伝いできる人を増やします	・認知症サポーター養成 ・ワンアクション研修（企業サポーター養成） ・生活支援サポーター養成 ・防災ボランティアコーディネーター養成 ・福祉実践教室 ・社会福祉協力校
	福祉について関心を持ってもらう機会をつくれます	・福祉まつり ・ナツボラ （夏休み中学・高校生対象ボランティア体験事業） ・児童福祉体験学習 ・福祉実践教室 ・社会福祉協力校 ・ボランティアかわら版 ・アルツハイマー月間の実施 （認知症の理解促進） ・生活支援サポーター養成
	変化を感じ取ったときに、声をかけたり、支援先を案内したりすることができる 「おせっかいさん」を地域に増やします	・認知症サポーター養成 ・ワンアクション研修（企業サポーター養成） ・生活支援サポーター養成 ・地区社会福祉協議会 ・防災ボランティアコーディネーター養成 ・赤い羽根共同募金・会費を活用した事業
	お互いに気かけあう気持ちを育めるよう、ボランティア活動を推進します	・サロン活動の支援 ・ボランティアのマッチング ・ボランティアセンター事業等説明会 ・ボランティア活動助成 ・ボランティアカフェ ・ボランティア各種講座 ・ボランティアかわら版
つながる	人と人とのつながりの橋渡しを行います	・ボランティア団体・福祉団体・サロンの活動支援 ・男性の料理教室 ・福祉まつり ・ナツボラ （夏休み中学・高校生対象ボランティア体験事業） ・ボランティアカフェ ・ボランティアかわら版 ・認知症カフェ ・みんコラ ・移動支援
	支援を必要としている人や困りごとのある人が必要な支援・資源につながるようにします	・赤い羽根共同募金・社会福祉協議会費の活用 ・防災ボランティアコーディネーター養成 ・相談支援（障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、くらし・しごと・つながり支援センター、CSW） ・認知症初期集中支援チーム （認知症が疑われる人やその家族をサポート）

目標	役割	目標を達成するために実施する事業(取組)
つながる	つながりの場づくりを支援します	・サロン活動の支援 ・移動支援 ・CSW主導の居場所づくり ・ボランティアカフェ ・認知症カフェ運営支援 ・福祉機器等の貸出 ・福祉団体の活動支援
	地域のことを情報発信していきます	・ボランティアかわら版 ・SNSによる情報発信 ・福祉のまちながくて(広報誌) ・ホームページ ・認知症ケアパス (認知症の進行・状態に応じたケアの流れを記載)
届ける	地域のためにできることを考え、地域活動に参加する機会をつくれます	・認知症サポーター養成 ・ワンアクション研修(企業サポーター養成) ・生活支援サポーター養成 ・移動支援 ・災害ボランティア養成 ・福祉実践教室 ・ナツボラ (夏休み中学・高校生対象ボランティア体験事業) ・ボランティアカフェ ・ボランティアのマッチング
	困りごとのある人に必要な支援を届けます	・フードドライブ・パントリー ・赤い羽根共同募金・社会福祉協議会費の活用 ・相談支援(障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、くらし・しごと・つながり支援センター、CSW) ・車いす無償貸出
	自分で判断することに不安がある高齢者や障がい者の福祉サービス利用・金銭管理の支援をします	・地域包括支援センター ・障がい者基幹相談支援センター ・日常生活自立支援事業
支え合う	お互いさまの気持ちを醸成し、支え合いの活動につなげます	・移動支援 ・福祉団体活動支援 ・災害ボランティアセンター設置・運営及び訓練 ・防災ボランティアコーディネーター養成 ・フードドライブ・パントリー ・赤い羽根共同募金・社会福祉協議会費の活用 ・チームオレンジ (認知症サポーター活動促進事業)
	障がい・高齢・地域のことなど、どんな困りごとでも受け止めます	・CSW ・地域包括支援センター ・障がい者基幹相談支援センター ・くらし・しごと・つながり支援センター
役割と居場所がある	地域に出向き、地域の担い手となるようなキーパーソンを探し出し、ともに課題を解決していくことができる地域を目指します	・サロン活動の支援 ・ボランティア活動助成 ・福祉実践教室 ・ボランティアのマッチング ・赤い羽根共同募金の活用
	病気や障がい、離職などの影響で困窮している世帯が社会的に孤立しないための支援を行います	・くらし・しごと・つながり支援センター ・フードドライブ・パントリー ・生活福祉資金貸付 ・赤い羽根共同募金の活用
	社会参加が難しい人たちの支援を行います	・N-ジョイ ・福祉団体活動支援

食料支援から広がる地域のつながり



コロナ流行前から家計が苦しい世帯が多いみたい。貸付以外のお手伝い、何かできないかな。

フードドライブ行って、食料支援につなげられないかな。集まった食品でフードパントリー（食品配布）できないかな。



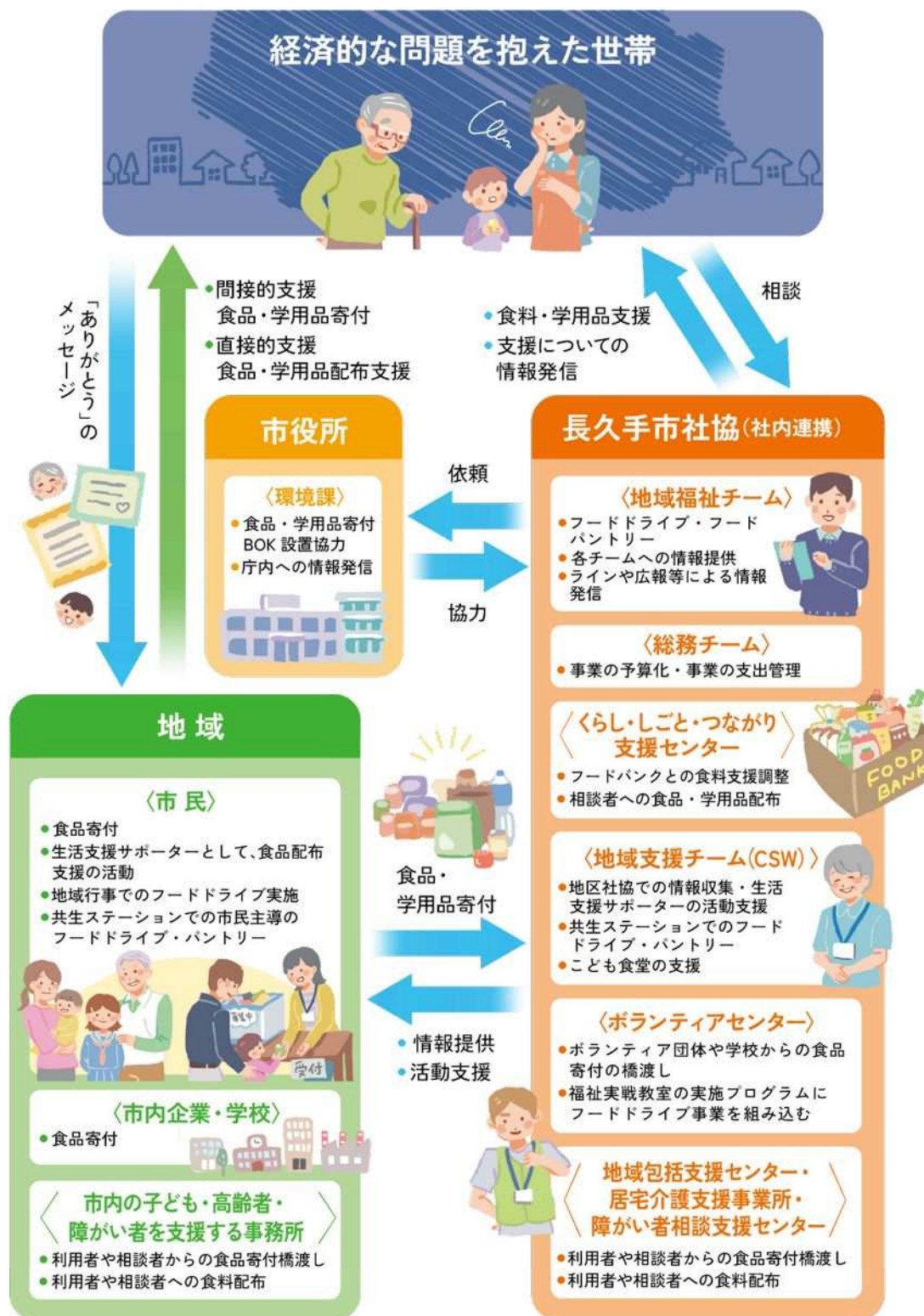
わたしも支援したいな



地区社協での会議で検討され、共生ステーションで市民主導のフードドライブ・パントリーが始まったよ。

社会福祉協議会では食品寄付BOXを常設、フードパントリーも始めたよ。図のように食料支援から地域のつながりが生まれてきたよ。

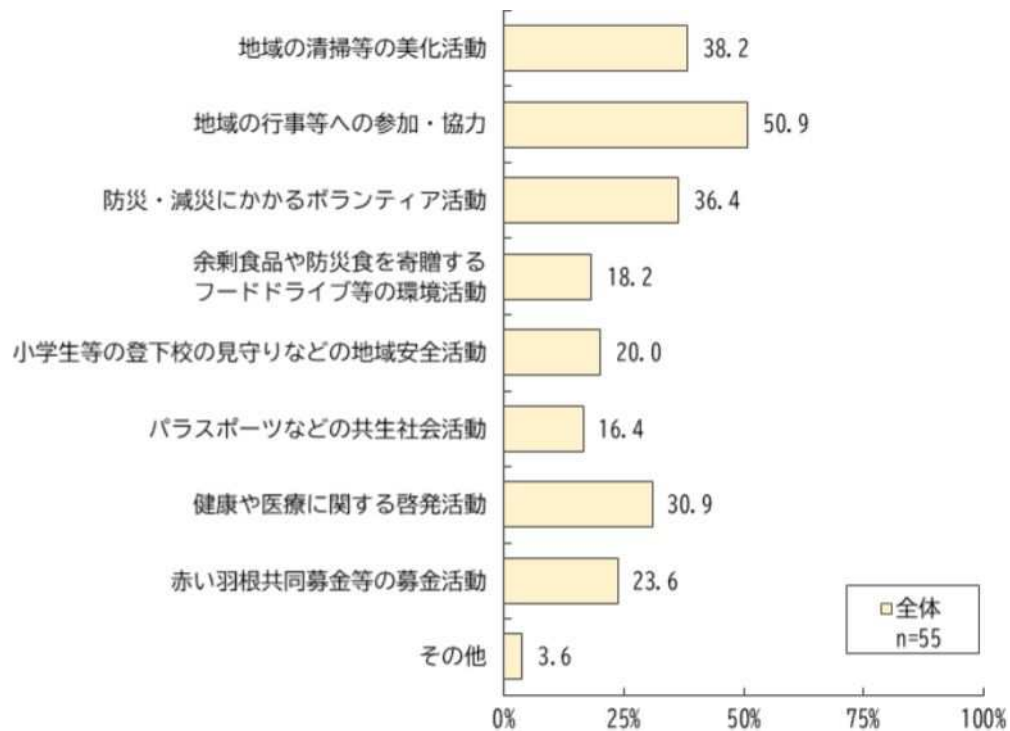
食料支援から広がる地域のつながり



コラム 企業・事業所が関心を持っている社会貢献活動

2023（令和5）年11月1日から11月20日の間実施した「地域福祉計画等策定に係るアンケート」では以下の結果となりました。

■ 次の中から関心がある社会貢献活動を選んでください



※「その他」の意見として【放課後キャリア教室】が挙げられました。

アンケートの結果から、市内の企業・事業所の関心がある社会貢献活動は、

- ①地域の清掃等の美化活動
- ②地域の行事等への参加・協力
- ③防災・減災にかかるボランティア活動

であると分かりました。

地域貢献の一步を踏み出すきっかけが提供できるよう、関心のある取組についての情報提供や、取組内容の提案を行っていきます。

ボランティアさんの不足



- ※1 生活支援サポーター：高齢者を主とした誰もが参加できる様々な集いの場での協力や、避難行動要支援者をはじめとする見守りを希望する住民に対する訪問等の活動を行う人のこと
- ※2 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと
- ※3 地区社協：市内6小学校区において、身近に相談しやすい「福祉のまちづくり」の実現を目的とした団体です。詳しくはP.107「用語集」に解説しています

7 計画の推進

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、福祉分野のみならず幅広い分野と連携し、地域全体で進めていくことにより、地域共生社会の実現を目指すものです。そのためには、より多くの市民・団体・事業者・行政などに本計画を知ってもらい、地域福祉に関心を持っていただくことが必要です。

より多くの関心を持ってもらうためホームページへの掲載や講演会、ワークショップの開催など、あらゆる機会を通じて周知に努めることとし、地域福祉について考え合う場面をできるだけ多くつくること、市民が地域の中で主体的な役割を発揮できる仕組みをつくることを心がけて啓発に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、有識者や関係機関・団体、市民などから構成された長久手市地域福祉計画等策定推進委員会により進捗状況の管理・評価を行います。また、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、必要に応じて見直しを行いながら、次期計画へとつなげていきます。

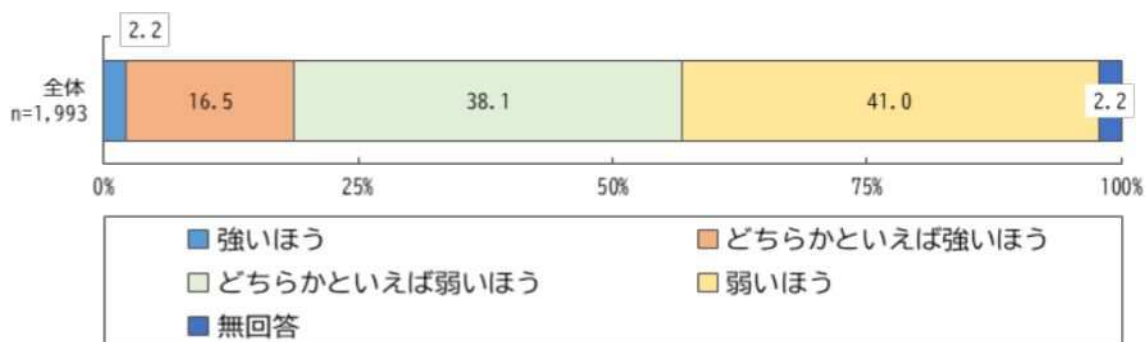
進捗状況の管理・評価については、個別の事業の参加人数や件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、市民や関係機関の意識や行動にどれぐらいの変化が起きているのか、連携がどれぐらいとれるようになってきたのかなど、地域への影響や成果にも着目し、それを広げていくという視点も大切です。

そのために本計画では、数値では把握できない地域の変化の様子について、市職員や社協職員が地域の方から聞き取ったり、現場に直接行って見聞きしたものをエピソードとして収集することを毎年度実施し、庁内や委員会など、行政と市民、民間団体で共有します。

そして、計画改定時に実施する市民意識調査の「自分と地域のつながりの強さ」「近所に助けを求めることができるか」に関する調査結果を、本市の現在地を測るための重要項目として設定し、計画の評価材料の一つとして用います。



あなたは、自分と地域の人たちとのつながりが強いと感じますか。



【目標値】 自分と地域の人たちとのつながりが強いと回答した割合

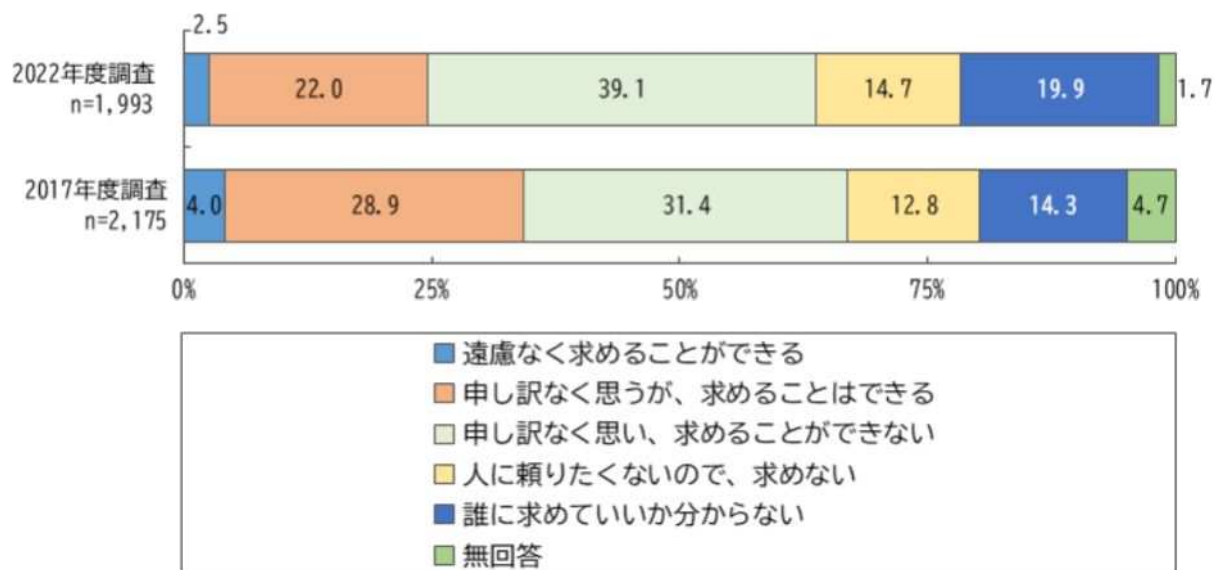
※「強いほう」と「どちらかといえば強いほう」の合計

2022 年度
18.7%



2028 年度
35.0%

あなたは、生活上の問題で手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか。



【目標値】 近所に助けを求めることができると回答した割合

「遠慮なく求めることができる」と「申し訳なく思うが、求めることはできる」の合計

2022 年度
24.5%



2028 年度
35.0%



第4章 第2次長久手市地域自殺対策計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、2016（平成 28）年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱等の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として 2019（平成 31）年 3 月に策定しました。計画期間満了に伴い、2022（令和 4）年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱と第 1 次計画の課題等を踏まえ、第 2 次計画を策定するものです。

(2) 計画策定の背景

① 国の現状と動向

我が国の自殺者数は、1998（平成 10）年に年間 3 万人を超えて以来、高い水準で推移してきました。国は、2006（平成 18）年に自殺対策基本法を制定するとともに、2007（平成 19）年には、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱を策定しました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進された結果、それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、2012（平成 24）年に自殺者数は 3 万人を下回りました。

2016（平成 28）年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことを明記するとともに、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。また、2017（平成 29）年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、自殺総合対策の基本方針、当面の重点施策、数値目標、推進体制等の指針が定められました。

しかし、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、さらに 2020（令和 2）年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増加し、自殺者数は 11 年ぶりに前年を上回りました。

このことを受け、2022（令和 4）年には自殺総合対策大綱の見直しが行われました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「②女性に対する支援の強化」「③地域自殺対策の取組強化」「④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

②本市の現状と動向

本市における自殺予防対策の取組は、精神保健活動の一環として実施してきました。2002（平成 14）年度からこころの相談室事業を開始し、こころの悩みを持つ人が地域の中でその人らしく自立して生活できるよう、現在まで継続して支援しています。

2018（平成 30）年度からは、こころの病気についての知識を持つ人を増やすことを目的に、ゲートキーパー養成講座を実施しています。ゲートキーパー養成講座は、専門職だけではなく、子どもに接する教職員や、地域の民生委員、児童委員に対象を広げ、継続して実施しています。

今後も、市をあげた自殺予防対策をさらに推進し、自殺予防の観点から関係各課と連携し、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう、全市的に生きることの包括的支援に取り組んでいきます。

(3)計画の位置づけ

長久手市地域自殺対策計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づいて「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」の実現を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

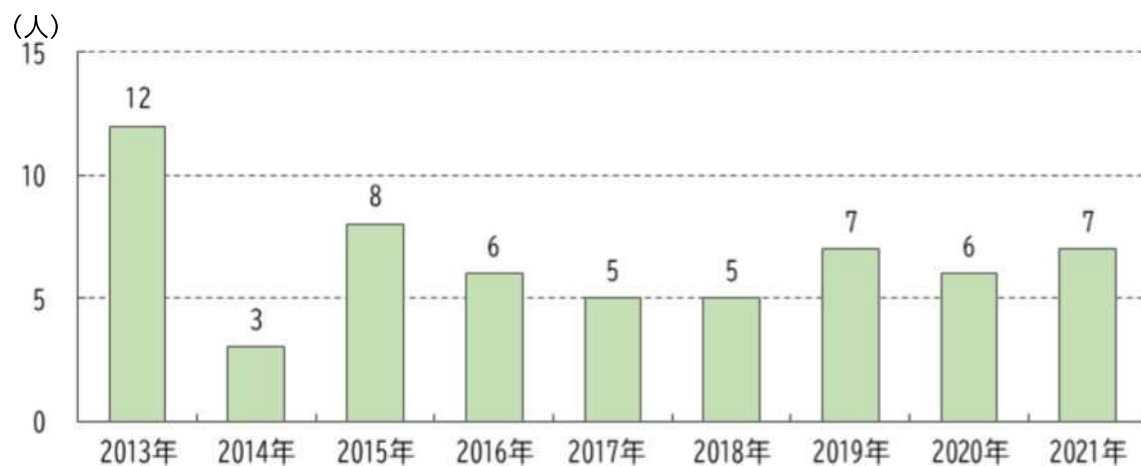
自殺予防対策には、地域における人と人、人と社会資源のつながりを強化することが重要であり、地域福祉計画を推進していくことが地域の自殺対策を進めることとなります。そのため、本計画を、福祉分野の上位計画である地域福祉計画と一体的に策定し、施策を展開してきました。第 2 次計画においても、地域福祉計画の基本目標、行動目標と同じ目標を掲げ、施策を推進していきます。

2 本市の自殺者数の現状

(1)本市の自殺者数の推移

自殺者数の推移をみると、2013（平成 25）年に自殺者数が2桁になっていますが、以降増減を繰り返しながら推移しています。2016（平成 28）年以降はほぼ横ばいとなっています。

■ 自殺者数の推移



資料：地域自殺実態プロファイル（2022）

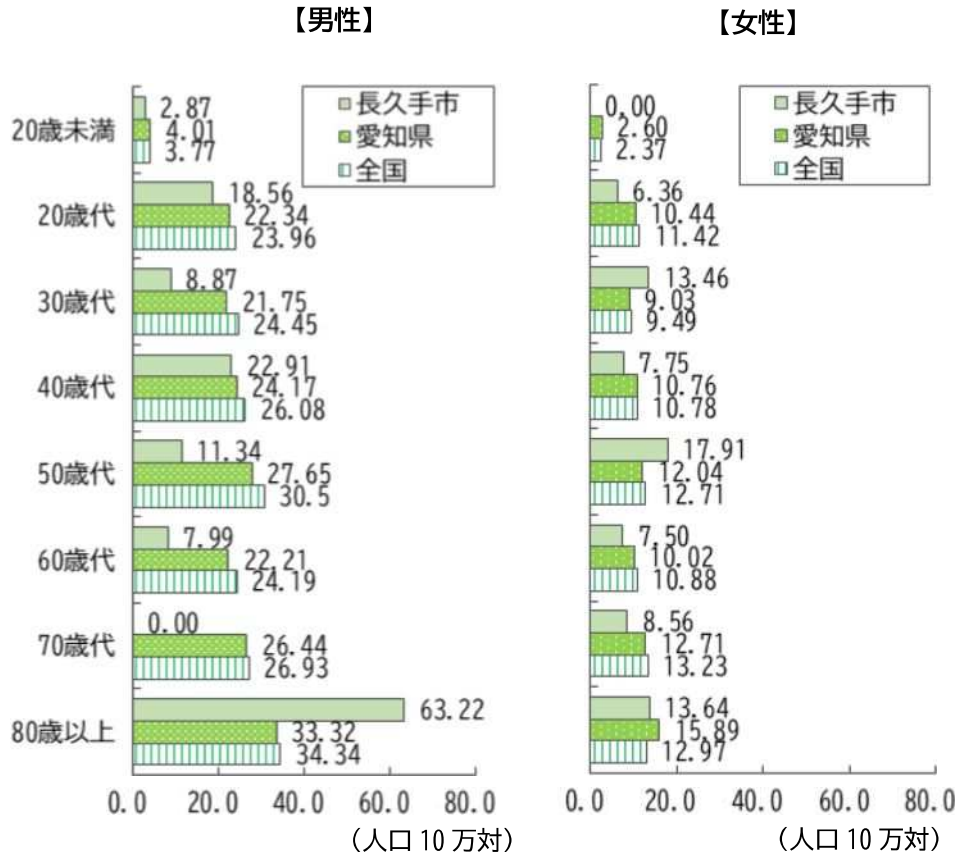
●「地域自殺実態プロファイル」とは

いのち支える自殺対策推進センターが作成したデータで、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率についてまとめて、自殺の実態を明らかにするものです。

(2)本市の性別・年代別自殺死亡率の現状

性別・年代別の自殺死亡率、地域の主な自殺者の特徴をみると、男性では40～59歳の有職者同居あり、女性では20～39歳無職同居あり、男女ともに独居の高齢者の自殺死亡率が高くなっています。新型コロナウイルス感染症拡大により、全国的にも女性や若者の自殺が増加傾向にあります。

■性別・年代別の自殺死亡率（2017年～2021年） ※人口10万対



■長久手市の主な自殺者の特徴（2017年～2021年合計）

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性40～59歳 有職同居	7	23.3%	19.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性20～39歳 無職同居	4	13.3%	26.9	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位:男性60歳以上 無職独居	3	10.0%	200.9	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:女性60歳以上 無職独居	3	10.0%	61.1	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳 有職独居	2	6.7%	31.9	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

●「人口10万対」とは

資料：地域自殺実態プロファイル（2022）

人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものです。

(3)本市の自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率をみると、2013（平成 25）年が最も高く、以降増減を繰り返しながら推移しています。以降は愛知県・全国よりも低い状態が続いています。

■ 自殺死亡率の推移 ※人口10万対

(人口 10 万対)



資料：地域自殺実態プロファイル（2022）

3 第1次計画の評価

第1次計画では、上位計画である地域福祉計画の5つの基本目標ごとに、自殺対策の観点で評価指標を設定し、必要な事業に取り組みました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、5つの指標すべてが目標値を下回る結果となりましたが、コロナ禍であっても内容や方法や変更しながら継続して実施している事業もあることから、今後も地域福祉計画の基本目標に沿って、総合的な自殺対策を継続して推進していく必要があります。

【基本目標別進捗状況】

【基本目標1】みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

質問事項	回答内容	今回調査	前回調査
地域とのつながりの強さについて	「強いほう」「どちらかといえば強いほう」と回答した人の割合	18.7%	34.7%

【基本目標2】みんなが「つながる」楽しさを知るまち

質問事項	回答内容	今回調査	前回調査
「日頃近所の人たちとのつきあいをしていますか」について	「困っている時には相談し、助け合っている」「内容によっては相談し、助け合っている」と回答した人の割合	17.1%	20.4%

【基本目標3】みんなに「届く」安心なまち

質問事項	回答内容	今回調査	前回調査
「これまでに自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか」について	「見たことがある」と回答した人の割合	55.2%	55.4%

【基本目標4】みんなで「支え合う」喜びを知るまち

質問事項	回答内容	今回調査	前回調査
「手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか」について	「遠慮なく求めることができる」「申し訳なく思うが、求めることはできる」と回答した人の割合	24.5%	32.9%

【基本目標5】みんなに「たつせがある」成長できるまち

質問事項	回答内容	今回調査	前回調査
「自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか」について	「ある」と回答した人の割合	1.1%	2.1%

4 計画の基本的な考え方

(1)計画の基本理念

上位計画である地域福祉計画の基本理念である「気づき、つながり、届き、支え合う、共生のまち ながくて」に基づき、一体的に推進します。

また、目指すべき姿は、第1次計画に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」と定めます。

目指すべき姿

誰も自殺に追い込まれることのない長久手市

(2)基本認識

自殺の背景には、失業、多重債務等の経済・生活問題のほか、健康問題、家庭問題など様々な要因と、その人の性格傾向、家族の状況、死生観など様々な要因が複雑に関係しています。自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、このような様々な要因により、その多くが心理的に追い込まれた末の死ということが出来ます。

- ①自殺は「誰にでも起こりうる身近な危機」である
- ②自殺はその多くが「追い込まれた末の死」である
- ③自殺はその多くが「防ぐことができる社会的な問題」である
- ④自殺を考えている人は「何らかのサインを発している」ことが多い

以上4つを基本認識として、過労や生活困窮、孤独などの「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係などの「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させていく必要があります。

したがって、自殺予防対策には、地域における人と人、人と社会資源のつながりを強化することが重要であり、地域福祉計画を推進していくことが地域の自殺対策を進めることとなると考えられます。

地域における人と人、
人と社会資源のつながり
を強化することが重要

地域福祉計画を
推進していくことが
自殺対策を進めること

(3)計画の基本目標・行動目標

地域福祉計画の5つの基本目標と同じとします。

地域福祉計画の(1)から(14)の行動目標に沿い、自殺対策の観点において必要な事業に取り組みます。

基本理念

基本目標

行動目標

気づき、つながり、届き、支え合う、 共生のまちながくて	1. 気づく	(1) お互いに気かけあう気持ちを持つ
		(2) 声をかけあおう
	2. つながる	(3) 「楽しい」 でつながろう
		(4) 身近なつながりを意識しよう
		(5) 頼れる先をつくっておこう
	3. 届ける	(6) 困っている人のために、なにができるか考えよう
		(7) オール長久手で安心を届けよう
		(8) 高齢者・障がい者の権利を守ろう
	4. 支え合う	(9) 「困った」と言える関係をつくろう
		(10) お互いさまの気持ちを持つ
	5. 役割と居場所がある	(11) 一人ひとりの価値観を認めあおう
		(12) 役割と居場所を大切にしよう
		(13) 若いまちらしさを発揮しよう
		(14) 誰も孤立しないまちにしよう

(4)重点的に取り組む内容

国の現状として、子ども・若者や女性の自殺が増加傾向にあることから、子どもや若者へ命の大切さやSOSの出し方に関する教育を推進し、地域や学校における心の健康を支援する体制の整備を行います。妊産婦への支援、悩みや不安を抱えた女性への支援については、関係機関と連携して取り組みます。また、自殺予防の役割を担うゲートキーパー養成講座等を実施し、地域での自殺対策に関わる人材の確保に努めます。

5 基本目標ごとの評価指標と方針・取組の方向性

第1次計画に引き続き、自殺対策を推進するための取組の方向性と評価指標を、基本目標ごとに設定します。

■ 目指すべき姿と基本目標との関係図

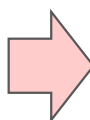


基本目標 1
気づく

評価指標

地域福祉に関する市民意識調査
「ゲートキーパーを知っていますか」について
「知っている」の人の割合

2022 年度
9.4%



2028 年度
20.0%

【方針・取組の方向性】

人の悩みや困りごと、異変に気づき、専門機関や必要な支援に繋がられるような体制づくりをします。

基本目標2
つながる

評価指標
(地域福祉計画と共通指標)

地域福祉に関する市民意識調査
「地域とのつながりの強さ」について
「強いほう」「どちらかといえば強いほう」の人の割合

2022 年度
18.7%



2028 年度
35.0%

【方針・取組の方向性】

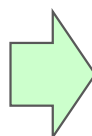
困りごとがある時にも安心して地域で生活できるよう、
日頃から地域の支え合いのネットワークをつくります。

基本目標3
届ける

評価指標

地域福祉に関する市民意識調査
「日頃近所の人とのつきあい」について
「困っている時には相談し、助け合っている」「内容
によっては相談し、助け合っている」の人の割合

2022 年度
17.1%



2028 年度
30.0%

【方針・取組の方向性】

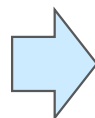
困りごとは様々なことが絡み合うことが多く、包括的に
支援をすることが必要です。必要な情報や切れ目ない支
援が市民に届くように、相談窓口の強化に努め関係機関
が連携し、困りごとがある人へ必要な支援を届けます。

基本目標4
支え合う

評価指標
(地域福祉計画と共通指標)

地域福祉に関する市民意識調査
「近所の人に助けを求めることができるか」について
「遠慮なく求めることができる」「申し訳なく
思うが、求めることはできる」の人の割合

2022 年度
24.5%



2028 年度
35.0%

【方針・取組の方向性】

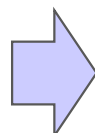
困りごとの支援には、公的なものだけでなく地域での支え合いも必要不可欠です。地域の中で支え合う仕組みを整えたり、普段から「助けて」と気軽に言える関係づくり、「お互いさま」と言える地域づくりを目指します。

基本目標5
役割と居場所
がある

評価指標

長久手市市民アンケート
「自宅や職場以外の地域であなたに役割や居場所
がありますか」について
「ある」「まあまあある」の人の割合

2022 年度
39.1%



2028 年度
50.0%

【方針・取組の方向性】

一人ひとりの多様な価値観が尊重され、誰もが役割や居場所がある地域づくりを目指します。

6 自殺対策における取組

自殺は、いじめ、過労、子育ての悩み、ひきこもりや孤立等いろいろなことが複合的に絡み合い、追い込まれた末の死と言われています。その原因となる課題は、それぞれ人生のライフステージによって異なります。

第1次計画では、基本目標ごとに自殺対策の観点で取り組む事業を掲げていましたが、各事業がどの基本目標にも複合的に関連していると考えられます。このため、本計画では、ライフステージ等に応じて取組を整理し、計画の推進を図ります。

(1) 全年代共通

自殺予防を推進するためには、まず、自殺対策に関する情報を「知る」ことが重要です。そのため、市民への啓発と周知に取り組みます。

また、一人ひとりが自殺対策の視点をもって「気づき」「つながる」地域となるよう、人材育成に取り組みます。

そして、助け合い・支え合いの気持ちが広がり、必要な人に切れ目のない支援が届くよう、地域におけるネットワークの強化を図ります。

【主な事業】

事業名	取組	担当課
相談窓口業務	窓口や電話等で、悩みを抱えている人を把握した時に、相談窓口や専門機関等を案内し、適切な支援につなげます。	全課
民生委員・児童委員・主任児童委員活動事業	高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけを行うとともに、生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。また、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。	福祉課
ながくて地域スマイルポイント事業	元気な高齢者を始め、市民が健康で自分らしく暮らし続けられるよう市民活動の推進、きっかけづくりとなる仕組みを構築し、地域社会への更なる参加を促します。	福祉課
人権擁護委員事業	人権に関する相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済できるようにします。また、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行います。	福祉課
まちづくり協議会設立運営支援事業	地域が主体性を持って、地域特有の課題に取り組むことができる地域コミュニティを構築するため、自治会のほか、地域に根ざした子ども会やシニアクラブ、企業、機能別のNPO、各種活動団体などの団体をネットワーク化したまちづくり協議会の設立を目指します。	たつせがある課
男女共同参画推進事業	性別に関わりなく、一人ひとりが能力に応じた活躍ができる社会の実現のための施策、女性の意見が反映される社会の実現を推進及びDV被害を含めた困難を抱える女性に対する支援を進めていきます。	たつせがある課 子ども家庭課

事業名	取組	担当課
包括的相談支援事業	相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、適切な福祉サービス等へのつなぎとともに、解決が難しい事例は、適切な関係機関と連携し、支援を行います。	地域共生 推進課 福祉課 長寿課 健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	民生委員等との日常的な情報共有や地域共生ステーション等の拠点を活用し、地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人を把握するとともに、丁寧な働きかけを行い、継続的な支援を行います。	地域共生 推進課
多機関協働事業	単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題について、支援関係機関で連携し、役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定や進捗管理を行います。さらに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制の整備を行います。	地域共生 推進課
地域づくり事業	多様な分野での地域活動や身近な地域での支え合いの活動等が生まれやすい環境を整えるとともに、市民同士が交流する機会や、気軽に集える地域の居場所づくり等を推進します。	地域共生 推進課
参加支援事業	生きづらさを感じている人のため、社会とつながるきっかけづくりを行うとともに、地域の社会資源とのマッチングを行います。また、社会資源の拡充を図り、多様な社会参加の機会をつくり出します。	地域共生 推進課
消費生活相談	消費者の安心・安全を守り、市民の豊かな消費生活の実現を支援するため、消費生活に関する相談に対応し、被害の未然防止や救済・解決を支援します。	地域共生 推進課
生涯学習推進事業	講師と受講生が、教えること、学ぶことをそれぞれの立場で学び、講座をとおして市民相互の交流を図ります。	生涯学習課
アーティスト交流事業	アーティストが課題を持つ人と交流できる機会や、芸術鑑賞の機会を創出し、芸術活動を通して、癒やしや生きがいを見いだすことで、生きる活力を得られるように支援を行います。	生涯学習課
地域保健活動	保健師が地域に出向き、身近な場所で市民の健康や介護、子育て等の悩みについて相談を受けます。また、必要のある家庭に訪問も行う等、こころや身体の様々な心配ごとについての相談を受けます。	健康推進課
こころの相談室	精神障がいの有無にかかわらず、こころの悩みを持つ人やその家族を対象に、精神保健福祉士、保健師による個別相談を受けるとともに、相談機会の周知を図ります。	健康推進課
こころの健康づくりの啓発	自殺対策に関わる情報を、広報やホームページ、チラシ等で発信したり、意識の向上啓発を図ります。	健康推進課
ゲートキーパー養成講座	心の悩みを持つ人の早期発見、早期対応を図るため、市民や専門職等が心の問題についての知識を得て地域での見守り等の役割を担えるよう、ゲートキーパーを養成します。	健康推進課

(2)子ども期

学校では、いじめや友人とのトラブル、学業不振等で悩みを抱えることがあります。家庭では貧困、親の病気、離婚、再婚、厳しすぎるしつけ、過大な期待等に思い悩む子どももいます。その他、アイデンティティ(自分らしさ)への悩み等からくる、思春期特有の課題があります。これらのことがストレスとなり、将来にわたる精神状態に影響を及ぼす可能性があります。

命を大切にする教育や、困った時や悩んだときに相談する先の啓発と周知、SOSの出し方に関する教育等が重要です。また、相談支援体制を整えておくこと、子どもの居場所づくり等も必要です。

そして、保護者や学校の教員等、周りの大人は子どもに目を向け、小さな変化に気づき、支援につなぐことも大切です。

【主な事業】

事業名	取組	担当課
こどもの発達相談室事業	出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備、保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を実施します。児童の発達に関する相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。	子ども家庭課 子ども未来課 健康推進課 教育総務課
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭等の小学生を対象に生活習慣の習得支援及び学習習慣の定着を目的とし、居場所づくりと学習支援を実施します。	子ども家庭課
保幼小中連携事業	適正な就学や中学校への進学に向けて、保育園・幼稚園・小学校・中学校間の情報共有を密にするため、見学会や情報交換を行います。	教育総務課
不登校支援体制の充実	不登校児童生徒が教育支援センターで安心して過ごせるよう環境整備を図るとともに、カウンセラーや心の教育アドバイザーを適正に配置し、相談体制の充実を図ります。また、学校に校内フリースクールを設置し、学校に来ることができない児童生徒の居場所づくりを行います。	教育総務課
相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーが様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図ります。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。	教育総務課
人権教育の推進	自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、互いの人権を守るために行動できる力を身につけることができるような教育を推進します。	教育総務課
いじめ防止対策事業	各学校で「いじめ基本方針」を掲げるとともに、いじめの早期発見や未然防止を推進するため教育委員会に「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関の連携調整を図ります。また、一人一台配布しているタブレット端末から教育委員会へ直接相談できる体制を構築します。	教育総務課
放課後児童健全育成事業	子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会ともなるため、就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブや学童保育所で保育します。	子ども未来課

(3)働く世代・子育て期

身体的にも社会的にも成熟し、生涯の中で最も社会活動が活発に行える時期です。その一方、就職、結婚、出産、子育て等様々なライフイベントが重なり生活環境の変化に伴うストレスも多くなります。失業や過重労働等が精神的な影響を及ぼすこともあり、心身の不調を来す可能性があります。

仕事上の人間関係や過労等によるストレスは、周りからの働きかけによって適切に休息をとるなどの配慮が必要となります。そのため、職場のメンタルヘルス対策の推進等、支える側の人材育成等も重要です。

また、産前産後や子育ての悩み等は、家庭の中だけで抱え込むのではなく、サービスの利用等、周囲の支援を得て、負担の軽減を図ることも大切です。

【主な事業】

事業名	取組	担当課
産前産後子育て相談員訪問事業	妊産婦、子育て中の保護者が抱える課題の把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援につながるため、家庭訪問や、地域にある公共施設への保健師等の派遣を行い、身近な場所で育児相談を行います。	健康推進課
母子保健コーディネーター事業	産後うつや育児ストレス等から母親は精神面の不調をきたすことがあるため、妊娠期から子育て期の母親や、その家族の様々な相談に応じます。	健康推進課
出産・子育て応援事業	出産・育児関連用品の購入費助成などを目的とした経済的支援（国の出産・子育て応援給付金）と、妊娠期から出産後及び子育て期にわたる切れ目ない支援を行う伴走型相談支援を一体的に実施します。	健康推進課
保育所事業	就業等により保護者が保育できない未就学児を保育園等においてお預かりします。保育士は、保護者から相談があった場合には適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども未来課
子育てコンシェルジュ事業	保育を中心とした施設や子育て支援サービスの利用に関する相談を受け付け、ニーズとサービスを結びつけていきます。	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（援助会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が相互援助活動を行います。	子ども家庭課
子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課
子どもの預かり事業「ことりルームぴっぴ」	保護者の就労等理由を問わない保護者のレスパイトを目的とし、満1歳から就学前の児童を一時的に短時間預かります。	子ども家庭課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	子ども家庭課

事業名	取組	担当課
家庭児童相談室事業	子どもの養育等、様々な困難に直面している家庭を総合的に支援します。要保護児童等への支援のほか、DV防止対策の充実に努めます。	子ども家庭課
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭にヘルパーを派遣し、一時的に生活援助を行います。保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金 貸付等ひとり親等自立 支援事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図るため、県が実施する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する支援を行います。保護者から相談があった場合には、適切な制度や機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども家庭課
がん検診・健康相談	がん検診の推進や要精検者への適切な受診勧奨、その他健康課題に関する悩みに対しての保健師等による相談などを通じて、健康を守る支援を行います。	健康推進課
がん患者補整具購入費 助成金交付事業 (アピアランスケア 支援事業)	がん治療による外見の変化に対し、自分らしく生きられるよう、外見とともに周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートとして、がん患者の方の身体的・精神的・経済的な負担を緩和し、社会生活上の不安を和らげるために、ウィッグや乳房補整具の購入費用を助成します。	健康推進課
若年がん患者在宅療養 支援事業	40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に要する費用を助成します。	健康推進課
中小企業支援	商工会による中小企業の経営者等に向けた経営相談をはじめ、国や愛知県が実施している支援メニューの紹介などを行います。	たつせがある課
職員に対する健康 相談、メンタルヘルス 研修	医師による健康相談、心の健康相談を定期的を実施します。また、職員を対象にメンタルヘルス講座を実施し、自身の健康管理とあわせ、窓口等での住民・市民の困りごと等の気づきにつなげます。	人事課

(4)高年齢期

身体機能の低下による外出機会の減少は、うつや閉じこもりにつながります。そして、他者との交流の機会が減少し、社会的な孤立等の課題を抱えることもあります。

配偶者や親しい友人との死別や、自らが介護状態になったことに対する周りへの申し訳なさなどから、悲観的になってしまうケースもあります。

高齢になっても、生きがいややりがいを感じられるような場をつくり、生きることの促進要因へ働きかけることが重要です。そして、心身の健康状態維持を図ります。

見守り活動や、訪問活動の実施等を行うことで、心身の不調を早期に発見し、関係機関につなぐ等、地域におけるネットワークの強化も大切です。

【主な事業】

事業名	取組	担当課
高齢者支援のネットワーク化	地域の高齢者が抱える問題を把握するため、医療・介護・福祉事業者、民間企業、CSW、地区社協、行政等が地域で連携し、支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう対応します。	長寿課
地域いきいきライフ推進事業	市民や事業者など、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援します。	長寿課
地域包括支援センターの活動推進	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防などの必要な援助を行い、高齢者の健やかな暮らしを包括的に支援します。	長寿課
生活支援体制整備事業	地域における生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やネットワーク構築など多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行います。	長寿課
ワンコインサービス事業	地域の有償ボランティアが在宅高齢者に対し、軽度な日常生活の支援を行います。心身の不調を抱える高齢者の早期発見につなげるとともに、地域の見守りにつなげます。	長寿課
高齢者配食サービス事業	手渡しで弁当の配達を行うことにより、安否確認を実施するとともに健康の保持、食生活の改善、日常生活の自立支援を図ります。	長寿課
認知症地域支援推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症を持つ人や介護者への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症のケアの向上を図るための取組を推進し、認知症の当事者や介護者の心理的負担の軽減を図ります。	長寿課
介護保険制度の運営	介護保険制度の相談を通じて、当人や家族が抱える問題を把握し適切な支援につなげたり、サービス利用で家族の介護負担の軽減を図ります。	長寿課
介護相談員派遣事業	介護相談員が介護サービス事業所等を訪問し、サービスを利用する人及びその家族の疑問や不満、不安などについて相談に乗り、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。また、高齢者や介護者の心身の不調を早期に発見し、対応します。	長寿課

事業名	取組	担当課
虐待防止事業	関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人の虐待防止や早期発見に努め、本人や家族等への支援をしていくことで様々な問題も察知し適切な支援先へつなげます。	長寿課 福祉課
健康状態不明者対策	後期高齢者医療健康診査未受診者等の健康状態が不明な市内在住者に対して、アンケートや電話、訪問を行い、健康状態の確認、健診受診勧奨等を行います。	保険医療課

(5)特に配慮が必要な人への支援

生活困窮、DV、障がい、こころの悩みなどを抱える人は、他の因子との関連によって自殺のリスクが高まるとされています。

また、自殺未遂者は自殺未遂歴のない人に比べて、再度自殺を図る可能性が高くなると言われています。自殺未遂者への支援は自殺対策に大きく影響するため、医療機関に搬送された自殺未遂者が、地域に戻った後のケアも大切であり、精神科医療や自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要となります。さらに、身近な人を自死により亡くされた遺族等は、非常に大きな精神的な不調を抱え、健康問題につながることも少なくありません。

相談機関など専門的な対応関係機関が連携し、継続的に切れ目のない支援を行うことが重要です。

【主な事業】

事業名	取組	担当課
障がい者基幹相談支援センターの運営	障がいのある人のライフステージに合った一貫した支援ができるよう、基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援、人材育成、虐待防止、困難事例への対応や関係機関との連携強化を行います。	福祉課 子ども家庭課
障害福祉サービス等の支給決定及び地域生活支援事業の実施	障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定及び地域生活支援事業を実施し、住み慣れた地域で住み続けられるよう、障がいのある人の日常生活を総合的に支援します。	福祉課 子ども家庭課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮状態から早期に脱却することを目指し、包括的かつ継続的な支援として、自立相談支援、就労支援、家計改善支援、学習支援などを行います。	福祉課
生活保護事業	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	福祉課
虐待防止事業（再掲）	関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人の虐待防止や早期発見に努め、本人や家族等への支援をしていくことで様々な問題も察知し適切な支援先へつなげます。	長寿課 福祉課
家庭児童相談室事業（再掲）	子どもの養育等、様々な困難に直面している家庭を総合的に支援します。要保護児童等への支援のほか、DV防止対策の充実を図ります。	子ども家庭課
外国人支援	多文化共生社会の実現に向け、外国人市民に向けた日本語教室の実施や学校での学習支援のほか、社会保障制度・防災・防犯に対する情報提供等を行います。	たつせが ある課

事業名	取組	担当課
多様な性のあり方に関する理解の促進	性的指向・性自認に関することなどについて正しい理解を深め、性的少数者（LGBTQ）の人も暮らしやすく、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の支援内容を拡充していきます。	たつせがある課
こころの相談室（再掲）	精神障がいの有無にかかわらず、こころの悩みを持つ人やその家族を対象に、精神保健福祉士、保健師による個別相談を受けるとともに、相談機会の周知を図ります。	健康推進課

(6)女性

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルスの世界的流行により、女性の自殺者数は2020（令和2）年に2年ぶりに増加し、2021（令和3）年も更に前年を上回る結果となりました。原因として、外出自粛や休業等による生活不安やストレス、雇用問題、配偶者等からの暴力や性暴力の増加、育児・介護疲れが深刻化したことが考えられます。

女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。

【主な事業】

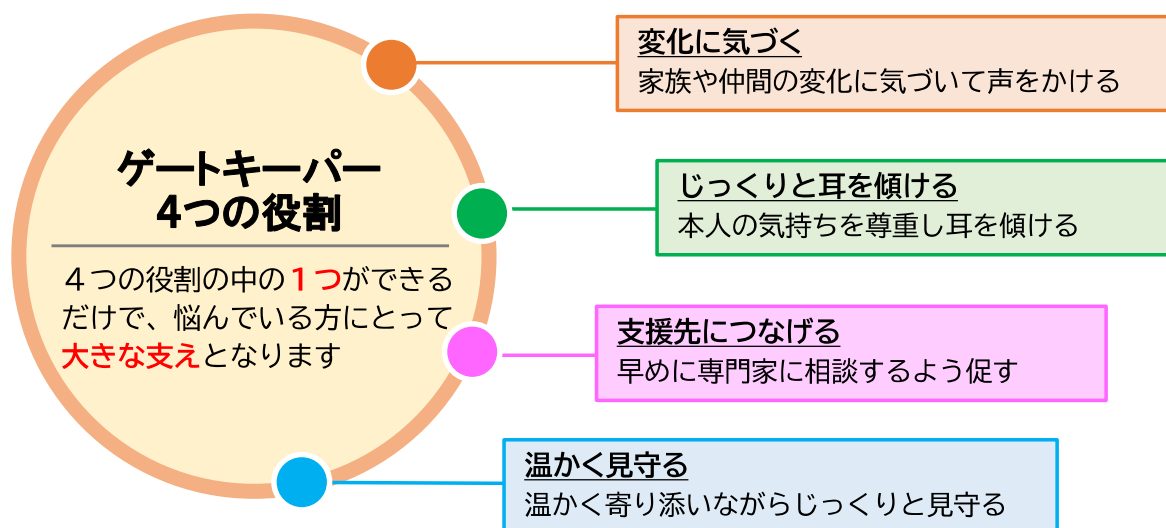
事業名	取組	担当課
産前産後子育て相談員訪問事業（再掲）	妊産婦、子育て中の保護者が抱える課題の把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援につながるため、家庭訪問や、地域にある公共施設への保健師等の派遣を行い、身近な場所で育児相談を行います。	健康推進課
母子保健コーディネーター事業（再掲）	産後うつや育児ストレス等から母親は精神面の不調をきたすことがあるため、妊娠期から子育て期の母親や、その家族の様々な相談に応じます。	健康推進課
出産・子育て応援事業（再掲）	出産・育児関連用品の購入費助成などを目的とした経済的支援（国の出産・子育て応援給付金）と、妊娠期から出産後及び子育て期にわたる切れ目のない支援を行う伴走型相談支援を一体的に実施します。	健康推進課
保育所事業（再掲）	就業等により保護者が保育できない未就学児を保育園等においてお預かりします。保育士は、保護者から相談があった場合には適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども未来課
子育てコンシェルジュ事業（再掲）	保育を中心とした施設や子育て支援サービスの利用に関する相談を受け付け、ニーズとサービスを結びつけていきます。	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（援助会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が相互援助活動を行います。	子ども家庭課
子育て支援センター事業（再掲）	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課

事業名	取組	担当課
子どもの預かり事業 「ことりルーム ぴっぴ」（再掲）	保護者の就労等理由を問わない保護者のレスパイトを目的とし、満1歳から就学前の児童を一時的に短時間預かります。	子ども家庭課
男女共同参画推進事業 （再掲）	性別に関わりなく、一人ひとりが能力に応じた活躍ができる社会の実現のための施策、女性の意見が反映される社会の実現を推進及びDV被害を含めた困難を抱える女性に対する支援を進めていきます。	たつせが ある課 子ども家庭課
女性のがん検診	女性特有のがんも含め、がん検診の推進や要精検者への適切な受診勧奨などを通じて、健康を守る支援を行います。	健康推進課
健康相談事業	女性特有の健康課題に関する悩みに対し、保健師等による相談を実施し、適切な情報提供や助言を行います。	健康推進課

7 ゲートキーパーについて

■ ゲートキーパーとは

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。



※出典：厚生労働省HP「ゲートキーパーになろう」より抜粋

■ ゲートキーパーは「命の門番」

ゲートキーパーは「命の門番」とも位置付けられています。

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。

■ こころの支援「りはあさる」 ～悩んでいる人に勇気をもって声をかけてみませんか～

- り りすく（リスク）評価
- は はんだん（判断）・批評せず聴く
- あ あんしん（安心）・情報を与える
- さ さぼーと（サポート）を得るように勧める
- る せるふへるぶ（セルフヘルプ）



詳しくは 厚生労働省HP

ゲートキーパーになろう

※出典：厚生労働省HP「ゲートキーパーになろう」【誰でもゲートキーパー手帳】より抜粋

8 相談先一覧

【電話相談】

名称	対応日時	連絡先
こころの相談室 (長久手市福祉部健康推進課)	平日 9:00~16:30 ※要予約	0561-63-3300
ひきこもり相談 (N-ジョイ) (長久手市社会福祉協議会)	水・土曜日 13:00~15:00	0561-62-4700
人権相談 (長久手市社会福祉協議会)	第3木曜日 13:30~16:30	0561-62-4700
あいちこころほっとライン365	毎日 9:00~20:30	052-951-2881
精神保健福祉相談 (愛知県精神保健福祉センター)	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	052-962-5377
ひきこもり専門相談 (愛知県精神保健福祉センター)	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	052-962-3088
愛知県瀬戸保健所	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	0561-82-2158
子どもSOSほっとライン24 (愛知県)	毎日24時間	0120-0-78310 なやみいおう

【メールで相談したいとき】

名称	連絡先
ひきこもりEメール相談 (愛知県精神保健福祉センター)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html (あいち電子申請・届出システムを通じて相談を受けています)

今、ゲートキーパーとして悩んでいる人を支えている人へ

友達や家族の相談にのっていると、「悩みを聞くのがつらい」など、自分が疲れてしまう時があるかもしれません。そんなときは、すべてを抱え込む必要はなく、少し休んでみてはどうでしょうか。**まずは自分の心を大切にしてください。**

そのような時には、ゲートキーパーとして支える側のあなたが支援を受けることも一つの解決方法です。一人だけで支えるのではなく、**「あなたの応援者」を見つけること**でよりよい支援が届けられるかもしれません。

※出典：厚生労働省HP「ゲートキーパーになろう」より抜粋

資料編

1 長久手市地域福祉計画等策定推進委員会

(1)長久手市地域福祉計画等策定推進委員会名簿

	所 属・職 名	氏 名
◎	日本福祉大学 教授（大学院特任）	平野 隆之
○	愛知県公立大学法人 愛知県立大学 教育福祉学部教授	松宮 朝
	瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐	岡元 洋子
	東名古屋長久手医師会	横山 智絵子
	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 会長	近藤 鋭雄※
	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 会長	川本 さつき※
	長久手市民生委員児童委員協議会 副会長	水野 道子
	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会 委員長	水野 美々子
	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長	住田 敦子
	まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会 長湫地区長小校区自治会連合会長	浅井 通正
	長久手市地域保健対策推進協議会 委員	吉田 佳都子
	長久手市子ども・子育て会議 委員	寺添 眞弓※
	長久手市地域包括ケア推進協議会 副会長	加藤 圭子
	長久手市障がい者自立支援協議会 委員	竹田 晴幸
	長久手市教育委員会 委員	川上 雅也
	長久手市商工会 事務局長	鬼頭 和宏
	公募市民	宗 絵美子
	公募市民	寺西 弘治

◎ 委員長 ○ 副委員長

※近藤鋭雄委員は2023年6月16日までの委嘱

※川本さつき委員は2023年6月16日から委嘱

※寺添眞弓委員は2022年11月29日までの委嘱

(2)委員会開催状況

開催日	議 題
第1回 2022年7月20日（水）	・第3次地域福祉計画策定方針について ・市民意識調査（アンケート）の素案について
第2回 2022年9月28日（水）	・市民意識調査（アンケート）の実施について ・現行計画の評価について ・計画の基本理念について ・市民WSの展開と重層的支援体制整備事業について ・その他 委員意見交換会の報告 委員辞任について
第3回 2023年3月22日（水）	・現行計画の評価について ・市民意識調査（アンケート）の結果について ・地域福祉計画等策定に向けた主な計画活動
第4回 2023年6月30日（金）	・次期計画の骨子（案）について ・地域自殺対策計画策定について
第5回 2023年9月21日（木）	・次期計画の素案について 地域福祉をめぐる主な課題、「地域とは」、基本目標ページについて 重層的支援体制整備事業について 地域福祉活動計画について 地域自殺対策計画について ・その他 委員意見交換会について
第6回 2023年12月20日（水）	・次期計画の素案（パブリックコメント案）について 地域福祉計画書素案 現行計画からの主な変更点まとめ 地域福祉活動計画について 重層的支援体制整備事業 実施計画について 地域自殺対策計画について
第7回 2024年3月12日（火）	・パブリックコメント実施結果について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画、第2次地域自殺対策計画（案）の承認について ・重層的支援体制整備事業実施計画について



2 用語集

あ行	
アウトリーチ	支援が必要な人の居る場所に出向き、課題を抱えながらも自ら声をあげられない人が支援につながるよう働きかける取組のことです。
S N S（エスエヌエス）	Social Networking Service(Site)の略。 インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)のことです。
S D G s（エスディーゼーズ）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goalsの略称）。 2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
N P O（エヌピーオー）	「Not for Profit Organization」の略称。特定非営利活動促進法（NPO法）にもとづき法人格を取得した、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。
尾張東部権利擁護支援センター	尾張東部の5市1町が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置した機関。成年後見制度についての相談や、申し立ての支援などを行っています。
か行	
協働	住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。
C S W （コミュニティ ソーシャルワーカー）	市民からの様々な相談に対応する「地域の福祉のなんでも相談員」です。また、不安や悩みなどがある人を早期に発見・対応できる地域を皆さんとつくる福祉の専門職です。
さ行	
サロン	身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動です。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されています。
人権擁護委員	法務大臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動している人のことです。
S W O T（スウォット）分析	外部環境と内部環境のプラス面・マイナス面を、Strength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の4つの要素で要因分析する手法
生活支援サポーター	高齢者を主とした誰もが参加できる様々な集いの場での協力や、避難行動要支援者をはじめとする見守りを希望する住民に対する訪問等の活動を行う人のことです。
制度の狭間	ひきこもりなどの、様々な課題を抱えているが公的な支援の受給要件を満たさないため、支援に結びつきづらい課題のことをいいます。

成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のことです。
セーフティネット	安全網のこと。第1のセーフティネットが社会保険制度や労働保険制度、第2のセーフティネットが求職者支援制度や生活困窮者自立支援制度、最後のセーフティネットが生活保護制度といわれます。
た行	
ダブルケア	育児と同時に親族の介護を担うことをいいます。晩婚化が進み、高齢出産が増えたことなどから増加するようになりました。
地域共生ステーション	子どもから年齢を問わず、また障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを支援していく地域の拠点のことです。長久手市には市が洞小校区、北小校区、西小校区、南小校区の4か所の共生ステーションがあります。
地区社会福祉協議会 (地区社協)	市内6小学校区において、身近に相談しやすい「福祉のまちづくり」の実現を目的とした団体です。2015(平成27)年6月、北小学校区を皮切りに、2019(令和元)年9月で全6小学校区に設置されました。 月1回の運営委員会会議の他、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)が中心となり地域との繋がりを持つための企画を創設・運営し地域のボランティアの方々にご協力いただきながら活動しています。 認知症予防やひきこもりの理解推進、子育て不安の軽減など、福祉の課題にアプローチした部会活動も地区によって展開しています。
な行	
日常生活自立支援事業	知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のことです。
認知症	様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)のことです。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。
は行	
8050問題	主に50代のひきこもりがちな子どもを80代の親が養っている状態などをいいます。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって、親子共倒れになるなどの問題が生じることがあります。
ボランティア	よりよい社会づくりのために、自発的(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者のことです。
ま行	
民生委員・児童委員	地域福祉の担い手として、厚生労働大臣から委嘱を受け、市民の相談に応じ関係機関へつないだり、その生活課題の解決や、地域の福祉推進のための活動に取り組んでいる人のことです。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている介護等を日常的に行っており、学業や友人関係などに影響が出ている子どものことを指します。



第3次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第2次長久手市地域自殺対策計画

発行日	2024（令和6）年3月
発行者	長久手市・社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会
住 所	長久手市役所 〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1 TEL:0561-63-1111 F A X : 0561-63-2100
	長久手市社会福祉協議会 〒480-1102 愛知県長久手市前熊下田 171 番地（福祉の家内） TEL:0561-62-4700 F A X : 0561-64-3838
企画・編集	長久手市：福祉課 地域共生推進課 健康推進課 長寿課 長久手市社会福祉協議会：地域福祉チーム